市議案第14号

- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次 のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

初任給調整手当の支給限度額を改正するとともに,任期付常 勤講師及び非常勤講師の給与を改正するため,提案するもので ある。

- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年豊中市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)

(初任給調整手当)

(初任給調整手当)

第15条の4 第7条第1項第3号アに規定する医療職給料表(1)の適用を 受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職又は初 任給の調整を行わなければ採用による欠員の補充が困難と認められる職で 市規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から35年以内 の期間、月額251、200円を超えない範囲内の額を、採用後市規則で定 める期間を経過した日から1年を経過するごとに一定の額を減じて、初任給 調整手当として支給する。

2 · 3 (省略)

(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)

第31条 (省略)

- 2 (省略)
- 3 前項に規定する報酬の額は、勤務の実態及び職務の内容に応じて、月額3 20、100円、日額19、000円又は時間額2、890円の範囲内で他 の職員との権衡を考慮して、市規則で定める。

 $4 \sim 7$ (省略)

第15条の4 第7条第1項第3号アに規定する医療職給料表(1)の適用を 受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職又は初 任給の調整を行わなければ採用による欠員の補充が困難と認められる職で 市規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から35年以内 の期間、月額251、700円を超えない範囲内の額を、採用後市規則で定 める期間を経過した日から1年を経過するごとに一定の額を減じて、初任給 調整手当として支給する。

(改正後)

2 · 3 (省略)

(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)

第31条 (省 略)

- (省 略)
- 3 前項に規定する報酬の額は、勤務の実態及び職務の内容に応じて、月額3 20、100円、日額19、000円又は時間額2、920円の範囲内で他 の職員との権衡を考慮して、市規則で定める。

 $4 \sim 7$ (省 略)

別表第8を次のように改める。

別表第8

仏 聞 母 歯 講 師 給 料 表

3 7 3 8 3 9 4 0 4 1 4 2 4 3 4 4 4 5 4 6 4 7 4 8 4 9 5 5 1 5 5 3 5 5 6 5 7 5 8 6 6 6 7 6 8 6 6 7 7 1 7 2 7 3	2 3 7, 2 3 9, 2 4 0, 2 4 2, 2 4 4 4, 2 4 4 5, 2 4 4 7, 2 4 8, 2 5 5 6, 2 5 5 8, 2 5 5 8, 2 6 6 1, 2 6 6 5, 2 6 6 7, 2 6 6 9, 2 6 7 2, 2 7 8, 2 7 8, 2 7 8, 2 7 8 8, 2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	$ \begin{array}{c} 7 0 0 \\ 3 0 0 \\ 9 0 0 \\ 5 0 0 \\ 1 0 0 \\ 4 0 0 \\ 6 0 0 \\ 9 0 0 \\ 5 0 0 \\ 9 0 0 \\ 4 0 0 \\ 9 0 0 \\ 4 0 0 \\ 2 0 0 \\ 2 0 0 \\ 2 0 0 \\ 2 0 0 \\ 0 0 0 \\ 0 0 0 0 \\ 0 0 0 0$
7 3 7 4 7 5	278, 279, 281,	6 0 0 8 0 0 0 0 0
7 3	۷٥١,	000

7 6 7 7	282,	200
	283,	4 0 0
7 8	284,	5 0 0
7 9	285,	5 0 0
8 0	286,	5 0 0
8 1	287,	5 0 0
8 2	288,	6 0 0
8 3	289,	7 0 0
8 4	290,	8 0 0
8 5	291,	6 0 0
8 6	292,	6 0 0
8 7	293,	600
8 8	294,	600
8 9	295,	$4 \ 0 \ 0$
9 0	296,	3 0 0
9 1	297,	200
9 2	298,	100
93	298,	500
9 4	299,	3 0 0
9 5	300,	100
96	300,	900
9 7	301,	800
98	302,	600
9 9	303,	400
100	304,	200
101	305,	0 0 0
102	305,	500
103	306,	0 0 0
1 0 4	306,	400
105	306,	600
106	306,	800
107	307,	100
108	307,	3 0 0
109	307,	500
1 1 0	307,	8 0 0

1 1 1	308,000	
$1\ 1\ 2$	308, 300	
1 1 3	308, 500	
1 1 4	308, 800	
1 1 5	309, 100	
1 1 6	309, 400	
1 1 7	309, 600	
1 1 8	309, 900	
1 1 9	310, 200	
1 2 0	310, 400	
121	310, 600	
1 2 2	310, 800	
1 2 3	311, 000	
124	3 1 1, 2 0 0	
1 2 5	3 1 1, 4 0 0	
1 2 6	311, 600	
1 2 7	311, 800	
1 2 8	3 1 2, 0 0 0	
1 2 9	3 1 2, 2 0 0	
1 3 0	3 1 2, 4 0 0	
1 3 1	3 1 2, 6 0 0	
1 3 2	312,800	
1 3 3	313,000	
1 3 4	3 1 3, 2 0 0	
1 3 5	3 1 3, 4 0 0	
1 3 6	313,600	
1 3 7	3 1 3, 8 0 0	
1 3 8	3 1 4, 0 0 0	
1 3 9	3 1 4, 2 0 0	
1 4 0	3 1 4, 4 0 0	
1 4 1	314, 600	
$\begin{array}{c}1~4~2\\1~4~3\end{array}$	3 1 4, 8 0 0 3 1 5, 0 0 0	
143 144	315, 000	
144 145	3 1 5, 2 0 0	
146	315, 600	
	1 2 2 3 , 3 0 0	

1 4 7	315,800
1 4 8	316,000
1 4 9	316, 200
1 5 0	316,400
1 5 1	316,600
1 5 2	316,800
1 5 3	317,000
1 5 4	317, 200
1 5 5	317,400
1 5 6	317,600
1 5 7	317,800

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日に在職する職員については、令 和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

市議案第15号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について 手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するもの とする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

戸籍法等の改正に伴い,本籍地以外での戸籍謄本等の交付手 数料等を新設するため,提案するものである。

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成12年豊中市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

伙	(の衣の(現付)の懶に掲げる規	正を回衣の	(以上伎)の懶に掲りる規模	正に, 伤	方形	で示すよりに収める。		
	(現行)				(8	女 正 後)
引	表第1 戸籍法(昭和22年法律	津第224号	· · · · · · · · · · · · · ·	ļ	別表	長第1 戸籍法(昭和22年法律	津第224‐	号)関係
	事務	名称	金額			事務	名称	金額
1	第10条第1項,第10条の2		(省 略)		1	第10条第1項,第10条の2		(省 略)
	第1項から第5項まで若しく					第1項から第5項まで若しく		
	は第126条の規定に基づく					は第126条の規定に基づく		
	戸籍の謄本若しくは抄本の交					戸籍の謄本若しくは抄本の交		
	付又は第120条第1項 <u>若し</u>					付又は第120条第1項 <u>, 第1</u>		
	くは第126条の規定に基づ					20条の2第1項若しくは第		
	く磁気ディスクをもって調製					126条の規定に基づく <u>戸籍</u>		
	された戸籍に記録されている					証明書の交付		
	事項の全部若しくは一部を証							
	明した書面の交付							
		(省略)					(省略)	
					3	第120条の3第2項の規定		
						に基づく戸籍電子証明書提供		
						用識別符号の発行(情報通信技		<u>\$</u>
						術を活用した行政の推進等に	行手数料	
						関する法律(平成14年法律第		
						151号)第7条第1項の規定		
						により同法第6条第1項に規		

(現 行)	(改正後)
	定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)本則の表8の項の3の総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)
3 第12条の2において準用する (省略) る第10条第1項若しくは第	4 第12条の2において準用す (省 略) る第10条第1項若しくは第

(現行)	(改正後)
1 0条の2第1項から第5項 までの規定若しくは第126 条の規定に基づく除かれた戸 籍の謄本若しくは抄本の交付 又は第120条第1項 <u>若しく</u> は第126条の規定に基づく 磁気ディスクをもって調製さ れた除かれた戸籍に記録され ている事項の全部若しくは一 部を証明した書面の交付	1 0条の2第1項から第5項 までの規定若しくは第126 条の規定に基づく除かれた戸 籍の謄本若しくは抄本の交付 又は第120条第1項,第12 0条の2第1項若しくは第1 26条の規定に基づく除籍証 明書の交付
4 (省略)	 (省略) 第120条の3第2項の規定除籍電子証除籍電子証明書提供用識別符に基づく除籍電子証明書提供用号1件 700円用識別符号の発行(情報通信技識別符号発術を活用した行政の推進等に行手数料関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方

(現 行)	(改正後)
5 (省 略) 6 第48条第2項(第117条に 届書その他 おいて準用する場合を含む。) の書類の記 又は第126条の規定に基づ 載事項証明 く届書その他受理した書類に 手数料 記載した事項の証明書の交付 (省 略)	法により行われた場合に限 る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号 の発行に係る除籍電子証明書 の請求を行う者が同時に当該 除籍電子証明書が証明する事 項と同一の事項を証明する除 かれた戸籍の謄本若しくは抄 本又は除籍証明書の請求を行 う場合における当該発行を除 く。) 7 (省略) 8 第48条第2項(第117条に おいて準用する場合を含む。) 若しくは第126条の規定に 載事項等証 基づく届書その他受理した書 類に記載した事項の証明書の 交付又は第120条の6第1 項の規定に基づく届書等情報
7 第48条第2項(第117条に <u>届書その他書類1件</u> 350円 おいて準用する場合を含む。) の書類の関 の規定に基づく届書その他受 <u>覧手数料</u> 理した書類を閲覧に供する事	の内容の証明書の交付 9 第48条第2項(第117条に届書その他書類又は届書等情報の内容をおいて準用する場合を含む。) の書類等の表示したもの1件 350円の規定に基づく届書その他受閲覧手数料理した書類を閲覧に供する事

(現行)	(改正後)		
務	務又は第120条の6第1項 の規定に基づく届書等情報の 内容を表示したものを閲覧に 供する事務		

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

市議案第16号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の設定について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

まち・ひと・しごと創生総合戦略についての重要事項の調査 審議を豊中市総合計画審議会で行うことに伴い,豊中市まち・ ひと・しごと創生総合戦略委員会を廃止するため,提案するも のである。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年豊中市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改正後)			
(設置)			(設置)			
第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除			第1条 法	第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除		
くほか,	市に執行機関の附	属機関として,次の委員会を置く。	くほか,	市に執行機関の附	属機関として,次の委員会を置く。	
附属機関の	附属機関	担任事務	附属機関の	附属機関	担任事務	
属する執行			属する執行			
機関			機関			
市長 (省 略)		市長		(省 略)		
	豊中市まち・ひ	豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略について				
	と・しごと創生総	の重要事項の調査審議に関する事務				
	合戦略委員会					
(省 略)				(省 略)		
(省 略)					(省 略)	

附則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

市議案第17号

豊中市市有地活用・給食提供事業者選定委員会条 例の設定について

豊中市市有地活用・給食提供事業者選定委員会条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

市長の附属機関として、豊中市市有地活用・給食提供事業者 選定委員会を設置するため、提案するものである。

豊中市市有地活用·給食提供事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 本市に、市有地の活用及び市立中学校への給食の提供を行う事業者(以下「市有地活用・給食提供事業者」という。) を選定するため、市長の附属機関として、豊中市市有地活用・給食提供事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、市有地活用・給食提供事業者の選定に関する事項について調査審議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者 のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 委員は,第2条の諮問に係る市有地活用・給食提供事業者の選定に係る調査審議が終了したときは,解嘱されるものとする。
- 2 市長は、特別の理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

- 第5条 委員会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは,あらかじめ会長の定めた委員が, その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を 求め、その説明又は意見を聴くことができる。 (委員の責務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはな らない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報酬等)

- 第8条 委員の報酬の額は、日額9、700円とする。
- 2 市の常勤の職員が委員の職を兼ねる場合においては、その 兼ねる職に対する報酬は、支給しない。ただし、任命権者の 承認があった場合は、この限りでない。
- 3 委員に対する報酬は、その都度支給する。
- 4 委員が公務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を 支給する。
- 5 前項の旅費の額及びその支給方法については、豊中市職員 旅費支給条例(昭和23年豊中市条例第27号)中市長に属 する事項を準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営 に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。
- 2 この条例は、第2条の諮問に係る市有地活用・給食提供事業者の選定に係る調査審議が終了した日限り、その効力を失う。

市議案第18号

職員定数条例の一部を改正する条例の設定につい て

職員定数条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

市長部局,上下水道局及び教育委員会の職員の定数を改正するため,提案するものである。

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和27年豊中市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改正後)
第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 市長の補助機関たる職員(上下水道局の職員を除く。) 1,837	(1) 市長の補助機関たる職員(上下水道局の職員を除く。) <u>1,894</u>
<u> </u>	<u> </u>
(2) 上下水道局の職員 <u>253人</u>	(2) 上下水道局の職員 <u>252人</u>
(3) 教育委員会の職員(教育機関の職員を含む。) 289人	(3) 教育委員会の職員(教育機関の職員を含む。) 293人
(4)~(6) (省 略)	(4)~(6) (省 略)

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第19号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する 条例の設定について

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会の委員の報酬の額を改正するため、提案するものである。

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年豊中市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。	第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。
(1)~(53) (省略)	(1)~(53) (省 略)
(54) いじめ防止等対策審議会	(54) いじめ防止等対策審議会
委員 日額 9,700円	委員 日額 9,700円
	ただし、豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成28年豊中市条
	例第19号)第2条第2項第2号に掲げる事項について調査審議する場合
	<u>は、日額27、600円とする。</u>
(55) いじめ問題再調査委員会	(55) いじめ問題再調査委員会
委員 日額 <u>9,700円</u>	委員 日額 <u>27,600円</u>
(56)~(80) (省 略)	(56)~(80) (省 略)
2 (省略)	2 (省略)

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第20号

手数料条例等の一部を改正する条例の設定について

手数料条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

宅地造成等規制法の改正に伴い、特定盛土等に関する工事の許可等に係る手数料の額を定めるとともに、その他所要の規定を整備するため、提案するものである。

手数料条例等の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例(平成12年豊中市条例第9号)の一部を次のように改正する。

	次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。								
	(現行)					(改正後)			
別表第7 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)</u> <u>による改正前の宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191号)関係						長第7 <u>宅地造成及</u>	び特定盛土等	規制法(昭和36年法律第191号)関係	
	事務 名称 金額					事務	名称	金額	
1	第8条第1項本文	宅地造成工	切土又は盛土をする土地 (以下この表にお	1		第12条第1項の	宅地造成又	<u>盛土又は切土</u> をする土地 (以下この表にお	
	の規定に基づく <u>宅</u>	事許可申請	いて「 <u>切土等</u> の土地」という。) の面積が			規定に基づく <u>宅地</u>	は特定盛土	いて「 <u>盛土等</u> の土地」という。) の面積が	
	<u>地造成</u> に関する工	手数料	500平方メートル以内のものは <u>13,0</u>			造成又は特定盛土	等工事許可	5 0 0 平方メートル以内のものは <u>1 4,3</u>	
	事の許可の申請に		00円,500平方メートルを超え1,0		:	<u>等</u> に関する工事の	申請手数料	00円,500平方メートルを超え1,0	
	対する審査		00平方メートル以内のものは23,00			許可の申請に対す		00平方メートル以内のものは <u>25,90</u>	
			0円, 1,000平方メートルを超え2,			る審査		0円, 1,000平方メートルを超え2,	
			000平方メートル以内のものは <u>33,0</u>					000平方メートル以内のものは <u>37,3</u>	
			<u>00円</u> , 2, 000平方メートルを超え <u>5</u> ,					00円, 2, 000平方メートルを超え <u>3,</u>	
			000平方メートル以内のものは51,0					000平方メートル以内のものは57,3	
	00円,5,000平方メートルを超え1							00円,3,000平方メートルを超え5,	
			0,000平方メートル以内のものは <u>7</u>					000平方メートル以内のものは71,6	

3,000円,10,000平方メートル

を超え20,000平方メートル以内のものは120,000円,20,000平方

メートルを超え40,000平方メートル

以内のものは180,000円,40,0

00円, 5,000平方メートルを超え1

0,000平方メートル以内のものは9

6,300円,10,000平方メートル を超え20,000平方メートル以内のも

のは<u>150,600円</u>,20,000平方

(現 行)	(改正後)			
00平方メートルを超え70,000平方メートル以内のものは <u>270,000円</u> ,70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のものは <u>360,000円</u> ,100,000平方メートルを超えるものは <u>460,000円</u>	メートルを超え40,000平方メートル以内のものは235,200円,40,00平方メートルと超え70,000平方メートル以内のものは377,200円,70,000平方メートルと超え100,000平方メートルと超え100,000平方メートルと超え100,000平方メートルと超え3600円。100円,100のでカメートルと超え100円,100円,500平方メートルを超え1、00円,1,000平方メートルを超え1、00円,1,000平方メートルを超え1、00円,1,000平方メートルと超え1、00円,1,000平方メートルを超え2、00円,2,000平方メートルを超え3、00円,3,000平方メートルを超え3、00円,5,000平方メートルを超え1、0,00平方メートルと超え1、0,00平方メートルと超え1、0,00平方メートルと超え1、0,000平方メートルと超え1、0,000平方メートルと超え1、0,000平方メートルと超え1、0,000平方メートルと超え1、0,000平方メートルと超え1、0,000平方メートルと超え1、0,000平方メートルと超え1、0,000平方メートルと超え1、0,000平方メートル以内のものは34、800円,10,000平方メートル以内のものは34、800円,10,000平方メートル以内のものは34、800円,10,000平方メートル以内のものは34、800円,10,000平方メートル以内のものは41、700円,20,000平方メートル以内のものは41、700円,20,000平方メートル			

(現 行)	(改正後)			
2 <u>第12条第1項の宅地造成工</u> 変更許可申請1件につき,次に掲げる額を規定に基づく <u>宅地事変更許可</u> 合算した額。ただし,その額が <u>460,0</u> 00円を超えるときは,その手数料の額の変更許可の申請に対する審査 「 <u>切土等</u> の土地に係る <u>宅地造成</u> に関する工事の計画の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、 <u>切土等</u> の土地の面積(イに規定する変更を伴う場合(併せて当該計画の変更前の <u>切土等</u> の土地の面積が減少する場合を除く。)にあっては当該計画の変更前の <u>切土等</u> の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の <u>切土等</u> の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の <u>切土等</u> の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の <u>切土等</u> の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の <u>切土等</u> の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の <u>切土等</u> の土地の面積が減少する場合にあって	一トルを超え40,000平方メートル以内のものは56,700円,40,000 平方メートルを超え70,000平方メートル以内のものは77,400円,70,000平方メートル以内のものは77,400円,70,000平方メートルを超え100,000 平方メートルと超え100,000 平方メートルと超えるものは144,200円 100,000平方メートルを超えるものは144,200円 3 第16条第1項のを地造成又変更許可申請1件につき,次に掲げる額を規定に基づく空地は特定盛土 各算した額。ただし,その額が723,6 達成又は特定盛土等工事変更00円を超えるときは,その手数料の額等に関する工事の許可申請手は、723,600円とする。ア 盛土等の土地に係る空地造成又は特定産土等に関する工事の計画の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、盛土等の土地の面積(イに規定する変更を伴う場合(併せて当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合を除く。)にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合を除く。)にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の盛土等の土地の面積が減少に係る			

(現 行)	(改正後)			
の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たに <u>切土等</u> の土地を加える <u>宅地造成</u> に関する工事の計画の変更については、新たに加える <u>切土等</u> の土地の面積に応じこの表の1の項に規定する額 ウ その他の変更については、12,000円	じこの表の1の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たに盛土等の土地を加える <u>宅</u> 地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに加える <u>盛</u> 土等の土地の面積に応じこの表の1の項に規定する額ウ その他の変更については、13、500円 4 第16条第1項の土石の堆積変更許可申請1件につき、次に掲げる額を規定に基づく土石工事変更許合算した額。ただし、その額が144、2の堆積に関する工可申請手数00円を超えるときは、その手数料の額事の変更許可の申料請に対する審査 は、144、200円とする。ア 土石の堆積の土地に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積の土地の面積(イに規定する変更を伴う場合(併せて当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合を除く。)にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が減少する場合にあっては当該計画の変更前の土石の堆積の土地の面積が			

(現 行)	(改正後)	
	該減少に係る土石の堆積の土地のを減じた面積)に応じこの表の2の規定する額に10分の1を乗じて額 イ 新たに土石の堆積の土地を加え石の堆積に関する工事の計画の変力いては、新たに加える土石の堆積地の面積に応じこの表の2の項にする額	項得 多更 現 5 一平ル平ル平ル平ル平トの日本 土に土定 0 ト方以方以方以方以方ルの

(現 行)	(改正後)		
	トル以内のものは9,200円,20,0 00平方メートルを超え40,000平方 メートル以内のものは12,600円,4 0,000平方メートルを超え70,00 0平方メートル以内のものは18,100 円,70,000平方メートルを超え10 0,000平方メートル以内のものは2 4,600円,100,000平方メート ルを超えるものは31,800円		

(豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部改正)

第2条 豊中市環境の保全等の推進に関する条例(平成17年豊中市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改正後)				
別表第2 環境配慮対象事業	別表第 2 環境配慮対象事業				
1~3 (省 略) 4 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191号 <u>。以下「旧宅地造成等規制法」という。)第8条第1項</u> の許可を受けて行う <u>宅地造成</u> の事	第1項の許可を受けて行う <u>宅地造成等</u> の事業				
業 5~7 (省 略) 別表第3	5~7 (省 略) 別表第3				

(現 行)	(改正後)
環境影響評価対象事業	環境影響評価対象事業
1~5 (省略)	1~5 (省 略)
6 <u>旧宅地造成等規制法第8条第1項</u> の許可を受けて行う <u>宅地造成</u> の事業	6 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項</u> の許可を受けて行う <u>宅</u> <u>地造成等</u> の事業
7~9 (省略)	7~9 (省 略)

(豊中市都市景観条例の一部改正)

第3条 豊中市都市景観条例(平成12年豊中市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。	号に定めるところによる。
(1)~(4) (省 略)	(1)~(4) (省 略)
(5) 法令等の手続 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(これ	(5) 法令等の手続 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(これ
らの規定を同法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認	らの規定を同法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認
の申請,都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定	の申請,都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定
する開発許可の申請, <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年</u>	する開発許可の申請, <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> (昭和36年法律第
法律第55号) による改正前の宅地造成等規制法 (昭和36年法律第19	191号) 第12条第1項に規定する許可の申請その他法令及び条例の手
1号) 第8条第1項に規定する許可の申請その他法令及び条例の手続で別	続で別に定めるものをいう。
に定めるものをいう。	

附則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地 造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の許可を受けた宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査に係る第1条の規定による 改正前の手数料条例別表第7の2の項の規定による手数料については、なお従前の例による。

市議案第21号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について 手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するもの とする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い高圧 ガス製造許可申請手数料の額の改正をするとともに,その他所 要の規定を改正するため,提案するものである。

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成12年豊中市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

1/	♥プス♥プ (5元11) ♥プ/網(C1句() (3 /元	足を 四衣の	(以上後)の傾に掲げる規定に、	万冽	てかりように以める。				
(現行)				(改正後)					
別家	別表第5 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)関係			別	別表第5 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)関係				
	事務	名称	金額		事務	名称	金額		
		(省 略)			(省 略)				
5	租税特別措置法施行令(昭和3	特定の民間	<u>31,000円</u>						
	2年政令第43号)第20条の	再開発事業							
	2第14項又は第38条の4								
	第24項に規定する特定の民	<u>数料</u>							
	間再開発事業の認定の申請に								
	対する審査		(/[a m/r)				(/Ia m/r)		
	租税特別措置法施行令第25		(省 略)	5	租税特別措置法施行令(昭和3		(省 略)		
	条の4第2項に規定する特定 民間再開発事業の認定の申請				2年政令第43号) 第25条の 4第2項に規定する特定民間				
	に対する審査				再開発事業の認定の申請に対				
	に対する雷耳				する審査				
7		(省 略)		6) в н та	(省 略)			
• 8				• 7	7				
別与	別表第21 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)関係			別是		和26年法律			
73.33	事務	名称	金額	75.3	事務	名称	金額		
	(省略)				(省略)				

(現行)

第5条第1項第1号に該当す高圧ガス製設備の処理容積が100立方

(改正後)

第5条第1項第1号に該当す高圧ガス製設備の処理容積が100立方

る者(移動式製造設備(高圧ガ造許可申請メートル以上200立方メースの製造のための設備で移動手数料 トル未満のものは7,400円,200立方メートル以上したものをいう。以下この表において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするものに限る。)が行う同項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査 カメートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立

トル未満のものは7,400 円、200立方メートル以上 1,000立方メートル未満の ものは11,000円,1,0 00立方メートル以上5,00 0立方メートル未満のものは 113,000円,5,000立 方メートル以上25,000立 方メートル未満のものは16. 000円、25、000立方メ トトル以上100、000立方 メートル未満のものは21,0 |00円,100,000立方メ| トル以上500,000立方 メートル未満のものは27,0 00円,500,000立方メ ートル以上1,000,000 立方メートル未満のものは4 [4, 000円,[1, 000, 0]00立方メートル以上5,00 0,000立方メートル未満の ものは60,000円,5,0

る者(移動式製造設備(高圧が造許可申請メートル以上200立方メースの製造のための設備で移動手数料 トル未満のものは7,400 円,200立方メートル以上したものをいう。以下この表に 1,000立方メートル未満のものは11,000円,1,0 高圧ガスの製造をするものに 限る。)が行う同項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査 カメートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立方メートル以上25,000立

トル未満のものは7,400 円、200立方メートル以上 1,000立方メートル未満の ものは11,000円,1,0 00立方メートル以上5,00 0 立方メートル未満のものは 13,000円,5,000立 |方メートル未満のものは16. 000円、25、000立方メ 一トル以上100、000立方 メートル未満のものは21,0 00円,100,000立方メ トル以上500,000立方 メートル未満のものは27,0 00円,500,000立方メ ートル以上1,000,000 立方メートル未満のものは4 [4,000円,1,000,0] 00立方メートル以上5,00 0,000立方メートル未満の ものは60,000円,5,0

(現 行)					j)	改 正 後)
		00,000立方メートル以上 10,000,000立方メートル未満のものは75,000 円,10,000,000立方 メートル以上のものは91,0	- -				00,000立方メートル以上 10,000,000立方メートル未満のものは75,000 円,10,000,000立方メートル以上のものは91,0 00円 ただし,当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては,6,0
	(省 略)					(省 略)	00円
第20条第1項の規定に基づ く高圧ガスの製造のための施 設の完成検査	高圧ガス製 造施設の完 成検査手数 料				く高圧ガスの製造のための施	高圧ガス製 造施設の完 成検査手数 料	この表の1の項若しくは2の項の右欄に掲げる処理容積又は同表の3の項の右欄に掲げる必理容積又は同表の3の項の右欄に掲げる冷凍能力の区分に応じ、それぞれ同欄に定める金額に4分の3を乗じて得た額に相当する金額(第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガ

(現行)	(改正後)	
スの保安の確保及び取引の適 正化に関する法律 <u>(昭和42年 法律第149号)</u> 第37条の3 第1項の完成検査を受け,同法 第37条の技術上の基準に適 合していると認められたもの の完成検査にあっては,6,1 00円)	正化に関する法律第37条の 3第1項の完成検査を受け、同 法第37条の技術上の基準に	
(省略)	(省 略)	
/++-+v. //\to m/r)	(45 ±7. (75 m/z)	

備考 (省 略)

別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84│別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84 号)関係

表の部分 (省略)

備考

- 1 (省略)
- 2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の(1)から(3) までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者をい う。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費 性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平 成27年法律第53号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネル ギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)
 - (2) (3) (省略)

備考 (省 略)

号) 関係

表の部分 (省略)

備考

- 1 (省略)
- 2 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の(1)から(3) までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者をい う。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費 性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物工 ネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)
 - (2)・(3) (省略)

(現 行)					(改正後)				
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					(G, L. ()			
	3~13 (省 略)					3~13 (省 略)			
別表	別表第31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法					・ 第31 建築物のエネルコ	ドー消費性能	の向上等に	関する法律 (平成27年
律	律第53号)関係					(律第53号) 関係			
	事務	名称		金額		事務	名称		金額
		(省 略))				(省 略))	
4	建築物のエネルギー消費		(省	略)	4	建築物のエネルギー消費		(省	略)
	性能の向上に関する法律					性能の向上等に関する法			
	施行規則 (平成28年国					律施行規則 (平成28年			
	土交通省令第5号)第1					国土交通省令第5号)第			
	1条の規定に基づく書面					11条の規定に基づく書			
	の交付					面の交付			
	T	(省 略))			1	(省略))	
9	建築物のエネルギー消費		(省	略)	9	建築物のエネルギー消費		(省	略)
	性能の向上に関する法律					性能の向上等に関する法			
	施行規則第29条の規定					律施行規則第29条の規			
	に基づく書面の交付(当					定に基づく書面の交付			
	該書面の交付に係る軽微					(当該書面の交付に係る			
	な変更(第36条第1項					軽微な変更(第36条第			
	の規定に基づく軽微な変					1項の規定に基づく軽微			
	更をいう。以下この表に					な変更をいう。以下この			
	おいて同じ。)に係る建					表において同じ。)に係			
	築物エネルギー消費性能					る建築物エネルギー消費			
	向上計画の評価方法が直					性能向上計画の評価方法			
	近の認定建築物エネルギ					が直近の認定建築物エネ			

(現 行)	(改正後)
一消費性能向上計画の認	ルギー消費性能向上計画
定等に係る評価方法と同	の認定等に係る評価方法
一である場合を除く。)	と同一である場合を除
	<.)
10 建築物のエネルギー消費 (省 略)	10 建築物のエネルギー消費 (省略)
性能の向上に関する法律	性能の向上等に関する法
施行規則第29条の規定	律施行規則第29条の規
に基づく書面の交付(当	定に基づく書面の交付
該書面の交付に係る軽微	(当該書面の交付に係る
な変更に係る建築物エネ	軽微な変更に係る建築物
ルギー消費性能向上計画	エネルギー消費性能向上
の評価方法が直近の認定	計画の評価方法が直近の
建築物エネルギー消費性	認定建築物エネルギー消
能向上計画の認定等に係	費性能向上計画の認定等
る評価方法と同一である	に係る評価方法と同一で
場合に限る。)	ある場合に限る。)
(省 略)	(省略)

備考

1~21 (省略)

- 22 この表の11の項において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) (省略)
 - (2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第2 5条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

備考

1~21 (省 略)

- 22 この表の11の項において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) (省略)
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認

(現 行)	(改正後)
の通知に係る書面及び検査済証	定の通知に係る書面及び検査済証
(3) (省略)	(3) (省略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。

市議案第22号

生活援護資金貸付基金条例の廃止等に関する条例 の設定について

生活援護資金貸付基金条例の廃止等に関する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

生活援護資金貸付基金の額を減額し,同基金を廃止するため,提案するものである。

豊中市条例第 号

生活援護資金貸付基金条例の廃止等に関する条例

(生活援護資金貸付基金条例の廃止)

第1条 生活援護資金貸付基金条例(昭和38年豊中市条例第22号)は、廃止する。

(生活援護資金貸付基金条例の一部改正)

第2条 生活援護資金貸付基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改正後)
(基金の額)	(基金の額)
第2条 基金の額は、 <u>245,000,000円</u> とする。	第2条 基金の額は、237、133、118円とする。

附則

- 1 この条例は、令和6年3月29日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に第1条の規定による廃止前の生活援護資金貸付基金条例の規定により貸し付けた生活援護資金については、なお従前の例による。

市議案第23号

豊中市立児童発達支援センター条例の一部を改正 する条例の設定について

豊中市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を 次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

児童福祉法の改正に伴い、豊中市立児童発達支援センターの 役割の明確化を図るとともに、所要の規定を整備するため、提 案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

豊中市立児童発達支援センター条例(昭和40年豊中市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)

(改正後)

(設置)

第1条 障害又は発達に課題のある児童を地域全体で育むため、日常生活にお ける指導,訓練,医療等の支援を総合的に提供する施設として,豊中市に児 童発達支援センターを設置する。

(施設の構成)

- に掲げる施設をもって構成する。
- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第4 3条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター
- (2) (3) (省略)

(事業)

- 第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) (省略)
 - (2) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する 事業(以下「放課後等デイサービス事業」という。)
 - (3) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関する事業 (以下「保育所等訪問支援事業」という。)
 - (4) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業(以下「障害

(設置)

第1条 児童発達支援及び相談、専門的な助言、医療等の支援を総合的に提供 し、障害又は発達に課題のある児童を地域全体で育むための中核的な役割を 果たす施設として、豊中市に児童発達支援センターを設置する。

(施設の構成)

- 第3条 豊中市立児童発達支援センター(以下「センター」という。)は、次 第3条 豊中市立児童発達支援センター(以下「センター」という。)は、次 に掲げる施設をもって構成する。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第4 3条に規定する児童発達支援センター
 - (2) (3) (省略)

(事業)

- 第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。
 - (1) (省略)
 - (2) 法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスに関する 事業(以下「放課後等デイサービス事業」という。)
 - (3) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関する事業 (以下「保育所等訪問支援事業」という。)
- (4) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業(以下「障害

(現 行)	(改正後)
児相談支援事業」という。)	児相談支援事業」という。)
(5)~(8) (省略)	(5)~(8) (省略)
2~4 (省略)	2~4 (省 略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第24号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い,所要の規定を改正するため,提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)

(改正後)

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の<u>指導</u>により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(自立支援計画の策定)

第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の<u>指導又は支援</u>により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(自立支援計画の策定)

第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第25号

豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例の設定について

豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定す るものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員,設備及び 運営に関する基準の改正に伴い,所要の規定を改正するため, 提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年豊中市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用

する障害児の意思及び人格を尊重して, 常に障害児の立場に立った指定通所

的に指定通所支援を提供しなければならない。

(現 行)	(改正後)
目次	目次
第1章・第2章 (省 略)	第1章・第2章 (省 略)
第3章 医療型児童発達支援	<u>第3章</u> <u>削除</u>
第1節 基本方針 (第67条)	
第2節 人員に関する基準(第68条・第69条)	
第3節 設備に関する基準 (第70条)	
第4節 運営に関する基準 (第71条―第77条)	
第4章~第8章 (省略)	第4章~第8章 (省略)
附則	附則
(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)	(指定障害児通所支援事業者の一般原則)
第3条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意	第3条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意
向,障害児の適性,障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第28条第1	向,障害児の適性,障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第28条第1
項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対	項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対
して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実	して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実

施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する

障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所

的に指定通所支援を提供しなければならない。

支援の提供に努めなければならない。

- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(指定障害児通所支援事業者の指定の要件)

- 第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び法第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。
- 第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。) の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並 びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状 況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指導及び訓練</u>を 行うものでなければならない。

第7条 (省略)

(改正後)

支援の提供に努めなければならない。

- 3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 <u>指定障害児通所支援事業者</u>は、当該<u>指定障害児通所支援事業者</u>を利用する 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも に、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(指定障害児通所支援事業者の指定の要件)

- 第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び法第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。
- 第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。) の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。) を行うものでなければならない。

第7条 (省略)

(改正後)

2 (省略)

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該 ┃ 4 第2項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当 機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることがで きる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援 事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者(第 2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看 護職員を除く。)を置かなければならない。この場合において、当該各号に 掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めるこ とができる。
 - (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上
 - (2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に 限る。) 機能訓練を行うために必要な数
 - (3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に 受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医 療的ケアを行うために必要な数
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせ る指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各 号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に 掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めるこ とができる。

- 2 (省略)
- 3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行 う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として 必要とされる数の従業者を置かなければならない。
- 該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることが できる。

(改正後)

- (1) 看護職員 1以上
- (2) 機能訓練担当職員 1以上
- 6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1 項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保 育士でなければならない。
- 7 第1項第2号ア<u>,第4項第1号</u>及び次項の指定児童発達支援の単位は,指 定児童発達支援であって,その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一 体的に行われるものをいう。
- 8 第1項から第5項まで(第1項第1号を除く。) に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

9 <u>前項</u>の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、 又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業 所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場 合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への 保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

- 5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項 第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育 士でなければならない。
- 6 第1項第2号ア及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 7 第1項(第1号を除く。),第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 9 <u>前2項</u>の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその | 第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその 職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援 事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事 業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職 務に従事させることができる。

(設備)

- 第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除 く。)には、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び 備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければ ならない。
- 3 (省略)
- 第11条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限|第11条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限 る。以下この条において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指 定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以 下この項において同じ。), 医務室, 相談室, 調理室及び便所並びに指定児 童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただ し、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあって は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない 場合は,設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴 3 第1項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(改正後)

職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援 事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事 業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業 所,施設等の職務に従事させることができる。

(設備)

- 第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除 く。)には、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び 備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければ ならない。
- 3 (省略)
- る。以下この条において同じ。)には、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(指 定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。), 医務室, 相談室, 調理室, 便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に 必要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設 備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備 を設けなければならない。

(改正後)

児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わ せる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア・イ (省 略)

- (2) (省略)
- 3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指 定児童発達支援事業所には静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発 達支援事業所には聴力検査室を設けなければならない。
- 4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用 に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合 は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。た 第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。た だし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあって は、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 (省 略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を 提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定 通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

(1) 発達支援室

ア・イ (省 略)

(2) (省略)

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の 用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場 合は, 第2項に掲げる設備を除き, 併せて設置する他の社会福祉施設の設備 に兼ねることができる。

(利用定員)

だし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発 達支援センターであるものを除く。) にあっては、利用定員を5人以上とす ることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 (省 略)

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を 提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める額の支払を受けるものとする。
 - (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通

(改正後)

3~6 (省略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定 障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援 に係る障害児通所給付費<u>の支給</u>を受けた場合は、通所給付決定保護者に対 し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費<u>の額</u>を通知しなければ ならない。

2 (省略)

所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

 $3 \sim 6$ (省略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定</u>障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援 に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合 は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所 給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 (省略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、 自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の 保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)~(7) (省略)

(改正後)

(指定児童発達支援の取扱方針)

- 第27条 指定児童発達支援事業者は、第28条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 (省略)

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

<u>5</u> (省略)

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、当該指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)~(7) (省略)

<u>5</u> 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、<u>前項の評価及び改</u> <u>善の内容を</u>インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 (省略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 (省略)

(改正後)

- 7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、<u>自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、</u>インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 (省略)

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 (省略)

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害</u> 児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議 (テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。) を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 (省略)
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8~10 (省略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 (省略)

(改正後)

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害</u> 児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した 上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して 行う会議 (テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」 という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達 支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 (省略)
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者に交付しなければならない。

8~10 (省略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 (省略)

(改正後)

(指導,訓練等)

- 第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の 自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>指導、訓練</u> 等を行わなければならない。
- 2 (省略)
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を<u>指導、訓練等</u>に従事 させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付 決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による 指導、訓練等を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費<u>の支給</u>を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保 護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(支援)

- 第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の 自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって<u>支援</u>を行わ なければならない。
- 2 (省略)
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健 全な社会生活を営むことができるよう、より適切に<u>支援</u>を行わなければなら ない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を<u>支援</u>に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付 決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による 支援を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<u>指導訓練室</u>の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第41条の2 (省略)

2 (省略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して<u>保護者</u>との連携が図られるよう、<u>保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (省略)

(協力医療機関)

第43条 <u>指定児童発達支援事業者</u>は、障害児の病状の急変等に備えるため、 あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第18項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (省略)

(改正後)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<u>発達支援室</u>の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第41条の2 (省略)

2 (省略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して<u>通所給付決定保護者</u>との連携が図られるよう、<u>通所給付決定保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (省略)

(協力医療機関)

第43条 <u>指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)</u>は、障害児の 病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなけれ ばならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第19項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (省略)

(改正後)

(設備)

- 第61条 基準該当児童発達支援事業所には、指導訓練を行う場所を確保する とともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなけ ればならない。
- 2 前項に規定する指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備え なければならない。
- 3 (省略)

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第67条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発 | 第67条から第77条まで 削除 達支援」という。) の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知 識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児 の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果 的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第68条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発 達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童 発達支援事業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおり とする。
 - (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要と される従業者 同法に規定する診療所として必要とされる数
 - (2) 児童指導員 1以上
 - (3) 保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある

(設備)

- 第61条 基準該当児童発達支援事業所には、発達支援を行う場所を確保する とともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなけ ればならない。
- 2 前項に規定する発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備え なければならない。
- 3 (省略)

第3章 削除

(改正後)

指定医療型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域 に係る国家戦略特別区域限定保育士) 1以上

- (4) 看護職員 1以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか,指定医療型児童発達支援事業所において 日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には,機能訓練担当職員を 置かなければならない。
- 3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、 又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第69条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第70条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

(改正後)

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室,屋外訓練場,相談室及び調理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- 2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければ ならない。
- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用 に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合 は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設 備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第71条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

- 第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供 した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所 利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児 童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費 用の額の支払を受けるものとする。
 - (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
 - (2) <u>当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養</u> (健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定す

(改正後)

<u>る食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の</u> 療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

- 3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定 医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号 に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、基準府令第60条第4項のこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。
- 5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支 払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給 付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に 当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容 及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければなら ない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型 児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給 を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係

(改正後)

- <u>る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければな</u>らない。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない 指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供し た指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を 記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなけれ ばならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

- 第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所 ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程 を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種,員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領 する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時

(改正後)

に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)

- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(情報の提供等)

- 第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用 しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定 医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行 うよう努めなければならない。
- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第75条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条第1項中「従業者の勤務

(改正後)

の体制,前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と,第5 5条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援 計画」と,同項第3号中「第36条」とあるのは「第74条」と読み替える ものとする。

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な<u>訓練</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な<u>指</u> 導及び訓練を行うものでなければならない。

(設備)

- 第81条 指定放課後等デイサービス事業所には、<u>指導訓練室</u>のほか、指定放 課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならな い。
- 2 前項に規定する<u>指導訓練室</u>には、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければ ならない。
- 3 (省略)

(設備)

- 第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、<u>指導訓練</u>を行う場所を 確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び 備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する<u>指導訓練</u>を行う場所には、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備え なければならない。
- 3 (省略)

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(設備)

- 第81条 指定放課後等デイサービス事業所には、<u>発達支援室</u>のほか、指定放 課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならな い。
- 2 前項に規定する<u>発達支援室</u>には、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければ ならない。
- 3 (省略)

(設備)

- 第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所には,<u>発達支援</u>を行う場所を確保するとともに,基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する<u>発達支援</u>を行う場所には、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 (省略)

(改正後)

(従業者の員数)

第91条 (省略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (省略)

(準用)

第97条 第13条から第23条まで,第25条,第26条,第27条(<u>第4</u> 項及び第5項を除く。),<u>第28条</u>から第31条まで,第33条,第35条から第37条まで,第39条,第39条の2,第41条の2,第41条の3第1項,第42条から第46条まで,第48条<u>,第50条</u>,第51条,第52条第1項,第53条から第55条まで及び第76条の規定は,指定居宅訪

(従業者の員数)

第91条 (省略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において単に「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (省略)

(準用)

第97条 第13条から第23条まで,第25条,第26条,第27条(<u>第6</u> 項及び第7項を除く。),<u>第27条の2</u>,第28条から第31条まで,第33条,第35条から第37条まで,第39条,第39条の2,第41条の2,第41条の3第1項,第42条から第46条まで,第48条<u>から第51条まで</u>,第52条第1項<u>及び第53条</u>から第55条までの規定は,指定居宅訪問

(改正後)

問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「<u>次条</u>」とあるのは「<u>第95条</u>」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」

型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「<u>次条第1項</u>」とあるのは「<u>第95条第1項</u>」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「関連性」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項を除く。)、第27条の3、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問

(改正後)

と、<u>第55条第2項第2号</u>中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第103条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項,第7条(<u>第3項及び第6項</u>を除く。)<u>,第68条</u>,第79条第1項から第3項まで及び第5項,第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については,第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と,同項第1号中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と,同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,第7条第1項中「指定児童発達支援事業援」とあるのは「多機能型事業所」と,同項第2号ア中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,同項第2号ア中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と,同項第2号ア中「指定児

支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「保護者」とあるのは「保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者」とあるのは「保護者及び訪問先施設」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第103条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項,第7条(第4項及び第5項を除く。),第79条第1項から第3項まで及び第5項,第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については,第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「指定通所支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるの

童発達支援 | とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指 定児童発達支援事業所 | とあるのは「多機能型事業所 | と、同項第1号中「指 定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童 発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児 童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達 支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」と あるのは「指定通所支援の」と、第68条第1項中「事業所(以下「指定医 療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同項第3号並びに同 条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機 能型事業所」と、第79条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサー ビス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中 「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指 定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項 中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と, 同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通 所支援」と、第91条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支 援事業所」という。) 」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項 中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは 「多機能型事業所」とする。

2 (省略)

(利用定員に関する特例)

第105条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条<u>第71条</u>及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通

は「指定通所支援」と、同条第2項及び<u>第3項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>同条第6項</u>中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、<u>同条第7項</u>中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第79条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (省略)

(利用定員に関する特例)

第105条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人

(改正後)

じて10人以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する 事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は,第12条<u>第71条</u>及び第8 2条の規定にかかわらず,指定児童発達支援<u>,指定医療型児童発達支援</u>又は 指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事 業<u>,指定医療型児童発達支援の事業</u>又は指定放課後等デイサービスの事業を 併せて行う場合にあっては,これらの事業を通じて5人以上)とすることが できる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型 事業所は、第12条、第71条及び第82条の規定にかかわらず、その利用 定員を5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害 及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行 う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条<u>第71条</u>及び第 82条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全 ての事業を通じて5人以上とすることができる。

(電磁的記録等)

第106条 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第59条、第63条<u>第77条</u>,第84条,第85条,第89条,第97条及び第102条において準用する場合を含む。),第18条(第

以上とすることができる。

- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する 事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第12条及び第82条の規定 にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員 を5人以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業 を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすること ができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型 事業所は、第12条及び第82条の規定にかかわらず、その利用定員を5人 以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害 及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行 う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条及び第82条の規 定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を 通じて5人以上とすることができる。

(電磁的記録等)

第106条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第59条、第63条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)、第18条(第59条、第

59条,第63条,第77条,第84条,第85条,第89条,第97条及び第102条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 <u>指定障害児通所支援事業者等</u>及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(改正後)

63条,第84条,第85条,第89条,第97条及び第102条において 準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書 面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子 計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができ る。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第50条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の豊中市指定通所支援の事業等の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。)第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、この条例による改正後の豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第 5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、な

お従前の例によることができる。

4 新指定通所支援基準条例第27条の2(新指定通所支援基準条例第59条,第63条,第84条,第85条,第89条及び第97条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

市議案第26号

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設 定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)

(改正後)

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、 運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定 教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければ</u>なら ない。

(電磁的記録等)

第53条 (省略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。</u>

(電磁的記録等)

第53条 (省略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供

(現 行)	(改正後)
することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該	することができる。この場合において,当該特定教育・保育施設等は,当該
書面等を交付又は提出したものとみなす。	書面等を交付又は提出したものとみなす。
(1) (省略)	(1) (省 略)
(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により	(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u> をもって調製
<u>一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> をもって調製するファ	するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
イルに記載事項を記録したものを交付する方法	
3~6 (省略)	3~6 (省略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第27号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員,設備 及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を 改正する条例の設定について

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のよう に設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び 運営に関する基準等の改正に伴い,所要の規定を改正するため, 提案するものである。

豊中市条例第

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行) 目次 第1章~第7章 (省略) 第8章 自立訓練(機能訓練)

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第149条の2一第14 9条の4)

第6節 (省略)

第9章~第17章 (省略)

第1節~第4節 (省 略)

附則

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従 | 第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従 事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事さ せ,又は同一敷地内にある他の事業所,施設等の職務に従事させることがで きるものとする。

(準用)

目次

第1章~第7章 (省略)

第8章 自立訓練(機能訓練)

第1節~第4節 (省 略)

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第149条の2一第14 9条の5)

(改正後)

第6節 (省略)

第9章~第17章 (省略)

附則

(管理者)

事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事さ せ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる ことができるものとする。

(準用)

第8条 前2条の規定は,重度訪問介護,同行援護及び行動援護に係る指定障 | 第8条 前2条の規定は,重度訪問介護,同行援護及び行動援護に係る指定障

害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護 について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」と あるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次 に掲げるところによるものとする。

(1) (省略)

 $(2)\sim(4)$ (省略)

(居宅介護計画の作成)

第27条 (省略)

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及 びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付 しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計 3 サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画の作成後においても、当該

(改正後)

害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護 に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第6条第1項中「こど も家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替え るものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次 に掲げるところによるものとする。

(1) (省略)

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社 会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するこ

 $(3)\sim(5)$ (省略)

(居宅介護計画の作成)

第27条 (省略)

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及 びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用 者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定 計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をい う。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第 164号) 第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。) を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。) に交付しなければならない。

画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うも のとする。

4 (省略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 (省略)

2 · 3 (省略)

(苦情解決)

第40条 (省略)

2 · 3 (省略)

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第 2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の 記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの 質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行 う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合 は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5~7 (省略)

(管理者)

(改正後)

居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変 更を行うものとする。

4 (省略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第31条 (省略)

2 • 3 (省略)

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊 重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合 には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならな *ا*ر ا

(苦情解決)

第40条 (省 略)

2 · 3 (省略)

2項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては,指定都市の市長。以 下この項において同じ。)が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録, 帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問 に応じ, 及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調 査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5~7 (省略)

(管理者)

第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らそ 第46条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らそ

の職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある他の</u>事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(運営に関する基準)

第49条 (省略)

2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節(第22条第1項, 第23条, 第24条第1項, 第28条, 第33条, 第36条の2及び第44条を除く。) 並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援 護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合にお いて、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において 準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第4 9条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条 第2項|とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項|と、 第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用 する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第4 5条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2 項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第1項」とあるの は「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第1項 第2号中「第45条第2項」とあるのは「第49条第2項において進用する 第45条第2項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第 2項」と読み替えるほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第4 5条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働 大臣」と読み替えるものとする。

(改正後)

の職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>当該基準該当居宅介護事業所以外の</u>事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(運営に関する基準)

第49条 (省略)

2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節(第22条第1項, 第23条. 第24条第1項, 第28条, 第33条, 第36条の2及び第44条を除く。) 並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援 護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合にお いて、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において 準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第4 9条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条 第2項|とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項|と、 第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用 する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第4 5条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2 項において準用する第27条 と、第32条中「第36条第1項」とあるの は「第49条第2項において準用する第36条第1項」と、第48条第1項 第2号中「第45条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する 第45条第2項|と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第 2項」と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの 事業について準用する場合に限り、第45条第1項中「こども家庭庁長官及 び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(改正後)

(従業者の員数)

第51条 (省略)

2~6 (省略)

- 7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法<u>(昭和22年 法律第164号)</u>第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第53条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第105号)<u>第53条</u>に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法<u>第6条の2の2第3項</u>に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 (省略)

(従業者の員数)

第51条 (省略)

2~6 (省略)

- 7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第53条第3項において同じ。)に係る指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第53条第3項において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第105号)第54条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法<u>第7条第2項</u>に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第59条 (省略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

(改正後)

2 · 3 (省略)

(療養介護計画の作成等)

第60条 (省略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法に より、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生 活全般の状況等の評価を诵じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下 この章において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常 生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をし なければならない。

3 • 4 (省 略)

- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する 指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電 話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定 する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容につ いて利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なけ ればならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計 8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計

3 · 4 (省略)

(療養介護計画の作成等)

第60条 (省略)

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法に より、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生 活全般の状況等の評価を诵じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下 この章において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己 決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ, 利用者が自立した日常生活を 営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなけれ ばならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱 える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選 好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 • 5 (省略)

- │ 6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該 利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議 をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開 催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に 規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容につ いて利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なけ ればならない。

画を利用者に交付しなければならない。

8 · 9 (省略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更に ついて準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第61条 (省略)

(従業者の員数)

- が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべ き従業者及びその員数は、次のとおりとする。
- (1) (省略)
- (2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章. 第8章及び第9章において同じ。),理学療法士又は作業療法士及び生活 支援員
 - ア 看護職員,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は,指定 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平 均障害支援区分(基準命令第78条第1項第2号イの厚生労働大臣が定 めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(改正後)

画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9 • 10 (省 略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更に ついて準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第61条 (省略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊 重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合。 には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならな *ا*ر ا

(従業者の員数)

- 第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。) | 第80条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべ き従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) (省略)
 - (2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章. 第8章及び第9章において同じ。),理学療法士,作業療法士又は言語聴 覚士及び生活支援員
 - ア 看護職員,理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の 総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)ま でに掲げる平均障害支援区分(基準命令第78条第1項第2号イの厚生 労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。 以下同じ。)に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)~(ウ) (省 略)

イ (省略)

ウ 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むの に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護 の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (省 略)

(3) (省略)

2 · 3 (省略)

4 第1項第2号の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5~7 (省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、<u>障害者就業・生活支援センター</u>等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (省略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

(改正後)

(ア)~(ウ) (省 略)

イ (省 略)

ウ 理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は,利用者に対して日常 生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は, 指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (省 略)

(3) (省略)

2 · 3 (省略)

4 第1項第2号の理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが 困難な場合には,これらの者に代えて,日常生活を営むのに必要な機能の減 退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練 指導員として置くことができる。

5~7 (省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、<u>障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)</u>等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (省略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

(改正後)

- 第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。),指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護, 共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練
- 第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。),指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護, 共生型自立訓練(機能訓練)(第149条の2に規定する共生型自立訓練

(機能訓練)をいう。) 若しくは共生型自立訓練(生活訓練) (第159 条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童 発達支援(指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援 をいう。) 若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第7 1条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生 型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居 宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限を いう。以下この条, 第149条の3及び第159条の3において同じ。) を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密 着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多 機能型居宅介護事業所をいう。), サテライト型指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定す るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサ テライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型 介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以 下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあ っては、18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。),指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機

(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159 条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童 発達支援(指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援 をいう。) 若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第7 1条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。) (以下「共生 型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居 宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限を いう。以下この条, 第149条の4及び第159条の3において同じ。) を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密 着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多 機能型居宅介護事業所をいう。),サテライト型指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定す るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサ テライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型 介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以 下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあ っては、18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。),指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機

能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条,第149条の3及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。

次の表 (省略)

 $(3)\sim(5)$ (省略)

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 (省略)

2 • 3 (省略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 (省略)

(改正後)

能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条,第149条の4及び第159条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。

次の表 (省略)

 $(3)\sim(5)$ (省略)

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 (省略)

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 · 4 (省略)

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第120条 (省略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会 生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければな らない。

(改正後)

2 · 3 (省略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 (省略)

用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等 包括支援計画を交付しなければならない。

3 · 4 (省略)

(準用)

第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第 | 第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第 34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及び第68条の規定 は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2 項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」 と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において 準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

- 第143条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練 (機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立 訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次 のとおりとする。
 - (1) 看護職員,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - ア 看護職員,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は,指定

3 • 4 (省略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第121条 (省略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利 2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利 用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等 包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者 等に交付しなければならない。

3 • 4 (省略)

(準用)

31条第4項、第34条(第1項及び第2項を除く。)から第43条まで及 び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。 この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」 と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用 する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第 123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

- 第143条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練 (機能訓練)事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定自立 訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次 のとおりとする。
 - (1) 看護職員,理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 ア 看護職員,理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の

自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6 で除した数以上とする。

イ (省略)

ウ 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は,指定自立訓練(機能訓練)事業所 ごとに,1以上とする。

エ (省 略)

(2) (省略)

2 · 3 (省略)

4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5~8 (省略)

(準用)

第149条 第10条から第21条まで,第23条,第24条,第29条,第34条の2,第36条の2から第42条まで,第59条から第62条まで,第68条,第70条から第72条まで,第76条,第77条及び第87条の2から第94条までの規定は,指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において,第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と,第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と,第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と,第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と,「療養介護計画」と

(改正後)

総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利 用者の数を6で除した数以上とする。

イ (省略)

ウ 理学療法士<u>, 作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は, 指定自立訓練(機能 訓練)事業所ごとに, 1以上とする。

エ (省 略)

(2) (省略)

2 · 3 (省略)

4 第1項第1号の理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが 困難な場合には,これらの者に代えて,日常生活を営むのに必要な機能の減 退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練 指導員として置くことができる。

5~8 (省略)

(準用)

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」と

あるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第149条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(改正後)

あるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第149条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

- 第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリ テーション事業者(指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指 定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して 満たすべき基準は、次のとおりとする。
 - (1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第11 1条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同 じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が 介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28 項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項 に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋

(現 行)	(改正後)
	等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。 (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。 (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な
(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業 者等の基準)	<u>技術的支援を受けていること。</u> (共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業 者等の基準)
<u>第149条の3</u> (省 略)	<u>第149条の4</u> (省 略)
(準用) <u>第149条の4</u> (省 略)	(準用) <u>第149条の5</u> (省 略)
(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準) 第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(<u>以下</u> この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準) 第150条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(<u>第15</u> <u>0条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下</u> この 節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者が

- 当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
- (1) <u>指定通所介護事業者等</u>であって、地域において自立訓練(機能訓練) が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困 難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を,指定通所介護 等の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合 計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) <u>指定通所介護事業所等</u>の従業者の員数が、当該<u>指定通所介護事業所等</u>が提供する<u>指定通所介護等</u>の利用者の数を<u>指定通所介護等</u>の利用者及び 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした 場合における当該<u>指定通所介護事業所等</u>として必要とされる数以上であること。
- (4) (省略)

(1) <u>指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者</u>であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して<u>指定通所介</u> 護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

(改正後)

- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリ <u>テーション事業所の専用の部屋等</u>の面積を、<u>指定通所介護等又は指定通所</u> <u>リハビリテーション</u>の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受け る利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であるこ と。
- (3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) (省略)

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基 準)

第150条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと 等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又 は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。) が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条

(現行)	(改正後)
(% 11)	(W IL (V)
	において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院
	等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりと
	<u>する。</u>
	(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病
	院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。) の専用の部屋等の
	<u>面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除し</u>
	て得た面積が3平方メートル以上であること。
	(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに,管理者及び次の
	ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに掲げる基準を満たす
	<u>人員を配置していること。</u>
	ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練
	(機能訓練)の提供に当たる理学療法士,作業療法士若しくは言語聴覚
	<u>士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。</u>
	<u>イ</u> 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓
	練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士,作業療法士若しくは言語聴
	<u>覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以</u>
	<u>上確保されていること。</u>
	(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切な
	サービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係
	施設から必要な技術的支援を受けていること。
(準用)	(準用)
第159条 第10条から第19条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第	第159条 第10条から第19条まで, 第21条, 第24条, 第29条, 第
3 4条の2, 第36条の2から第42条まで, 第59条から第62条まで,	34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第59条から第62条まで,
第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94	第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94

条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項」と、表第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と、第54条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで,第20条,第21条,第24条,第29条,第34条の2,第36条の2から第42条まで,第59条から第62条まで,第68条,第70条から第72条まで,第76条,第77条,第86条,第87条,第88条から第94条まで,第146条,第147条及び第157条の2の規定は,指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において,第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と,第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と,第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と,第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と,第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と,第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と

条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と表第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用

する次条第1項|と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、 第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8 項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第1 72条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」と あるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」と あるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とある のは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第 67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4 号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条 中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第 1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用 する前条 | と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立 訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定め る者に限る。)が」とあるのは「支給決定障害者(基準命令第184条の厚 生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第 2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第1 70条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支 給決定障害者(基準命令第184条の厚生労働大臣が定める者を除く。)の| と読み替えるものとする。

(実施主体)

第177条 (省略)

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律<u>(昭</u> <u>和35年法律第123号)</u>第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

する次条第1項|と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、 第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9 項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第1 72条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」と あるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」と あるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とある のは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第 67条 とあるのは「第172条において準用する第90条」と、同項第4 号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と、第91条 中「第94条第1項」とあるのは「第172条において準用する第94条第 1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用 する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立 訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定め る者に限る。)が」とあるのは「支給決定障害者(基準命令第184条の厚 生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第 2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第1 70条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支 給決定障害者(基準命令第184条の厚生労働大臣が定める者を除く。)の」 と読み替えるものとする。

(実施主体)

第177条 (省略)

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第4 4条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(改正後)

(工賃の支払等)

第189条 (省略)

2 · 3 (省略)

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、 当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を 利用者に通知するとともに、大阪府及び市に報告しなければならない。 (準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第 24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第59 条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第 77条, 第86条, 第88条から第94条まで, 第146条, 第147条及 び第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に ついて準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とある のは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条 第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用 する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第 190条において準用する次条第1項|と,「療養介護計画|とあるのは「就 労継続支援B型計画 | と、第60条中「療養介護計画 | とあるのは「就労継 続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において 準用する前条 | と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第1 90条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労 継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第1 90条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」と (工賃の支払等)

第189条 (省略)

2 · 3 (省略)

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、 当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を 利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第 24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第59 条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第 77条, 第86条, 第88条から第94条まで, 第146条, 第147条, 第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継 続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中 「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第2 1条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第1 46条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第1 90条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第 1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介 護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計 画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるの は「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第6 0条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護 計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と,同項第2号中「第55条第 1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項

あるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで,第15条から第18条まで,第20条,第21条,第24条(第1項を除く。),第29条,第34条の2,第36条の2から第42条まで,第52条,第59条から第62条まで,第70条,第72条,第76条,第77条,第86条,第89条,第90条,第92条から第94条まで,第146条(第1項を除く。),第147条,第181条から第183条まで及び第186条の規定は,基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において,第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と,第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と,「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とある

(改正後)

第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条にと、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第76条、第77条、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第180条第6項、第181条から第183条まで及び第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第

のは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とある のは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」 とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号 中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同 項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第 94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、 第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継 続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替え るものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 (省略)

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は,過去3年間において平均1人以 上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障 害福祉サービス事業者でなければならない。

(従業者の員数)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援|第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援 助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事

(改正後)

60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介 護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第 55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」 と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第 90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第1 94条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準 用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」と あるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」 とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準 該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 (省略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊 重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合 には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならな ν₀

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉 サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の 利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援セ ンターでなければならない。

(従業者の員数)

助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事

(現 行)	(改正後)
業所」という。) に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
(1) (省 略)	(1) (省 略)
(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに,ア又はイに掲	(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに,ア又はイに掲
げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数	げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
ア 利用者の数が30以下 1以上	ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる
	利用者の数の区分に応じ,それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数
	<u>(ア)</u> 利用者の数が60以下 <u>1以上</u>
	(イ) 利用者の数が 6 1 以上 1 に、利用者の数が 6 0 を超えて 6 0 又
	<u>はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u>
<u>イ</u> 利用者の数が31以上 1に,利用者の数が30を超えて30又はそ	<u>イ</u> ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ,
<u>の端数を増すごとに1を加えて得た数以上</u>	<u>それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数</u>
	<u>(ア) 利用者の数が30以下</u> <u>1以上</u>
	(イ) 利用者の数が31以上 1に,利用者の数が30を超えて30又
	はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
2 (省 略)	2 (省略)
	<u>3</u> 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及
	び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事
	業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下こ
	の条において「指定地域相談支援基準」という。)第2条第3項に規定する
	指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生 活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第1条第11号に
	規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的

に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により

(改正後)

当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第2項に規定する相談支援専 門員をいう。以下同じ。)を第1項第2号の規定により置くべきサービス管 理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基 準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併 せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相 談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を 同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談 支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定に より当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により 置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5・6 (省略)

3 • 4 (省 略)

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者 │ 第194条の17 削除 (居宅介護,重度訪問介護,同行援護,行動援護,宿泊型自立訓練又は共同 生活援助の事業を行う者に限る。),指定障害者支援施設又は指定相談支援 事業者(法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。) でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用 者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれてい る環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言 並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その 他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必一

(定期的な訪問等による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問 することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状 況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な 情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関 等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会

(改正後)

要な援助を行わなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、<u>第60条</u>中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、<u>同条第8項</u>中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(入退居)

第198条の2 (省略)

生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(入退居)

第198条の2 (省 略)

2 (省略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な<u>援助</u>を行わなければならない。

4 (省略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第198条の5 (省略)

 $2 \sim 4$ (省略)

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 (省 略)

(改正後)

2 (省略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な<u>援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。</u>

4 (省略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第198条の5 (省略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

 $3 \sim 5$ (省略)

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 (省略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

- 第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用 者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者

(改正後) (現行) 並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。以下この条及び第201条の10におい て「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地 域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要 な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1 年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を 見学する機会を設けなければならない。 4 指定共同生活援助事業者は、第2項の規定による報告、要望、助言等につ いての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援 助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれ に準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。 (協力医療機関等) (協力医療機関等) 第200条の4 (省略) 第200条の4 (省略) 2 (省略) (省 略) 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2 種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。) との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、 同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をい う。次項において同じ。) の発生時等の対応を取り決めるように努めなけれ ばならない。

(改正後)

(準用)

第201条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第 21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条ま で, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第7 7条、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共 同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中 「第32条」とあるのは「第199条の3」と,第21条第2項中「次条第 1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22 条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護 計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第6 0条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と、「療養介護 計画 | とあるのは「共同生活援助計画 | と、同項第2号中「第55条第1項 | とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号 中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同 項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と、第 94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項 の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第 1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第1 70条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。) 」とあるのは「支給 |決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。) | と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(準用)

第201条 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第 21条, 第24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条ま で、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第9 0条, 第92条, 第94条及び第157条の2の規定は, 指定共同生活援助 の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」 とあるのは「第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とある のは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」と あるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とある のは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とある のは「第201条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とある のは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは 「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67 条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、同項第4号か ら第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1 項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療 機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支 給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2 第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。) 」とあるのは「支給決定障害者 (入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。) 」と、同条 第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第

準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援 体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域 住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ う、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて 共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>又は</u>食事の介護その他の日常生活 上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(協議の場の設置等)

第201条の10

(改正後)

170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支 給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限 る。)」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>若しくは</u>食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サー

(改正後)

ビス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的 な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定 共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1 年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告す るとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催 のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サ ービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければなら ない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供 する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価 及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定める もの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。
- 6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に 規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下 「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活 援助の事業の実施状況及び第2項の規定による報告、要望、助言等の内容又 は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協 議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

1 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は<u>,日中サービス支援型指定</u> 共同生活援助の提供に当たっては,法第89条の3第1項に規定する協議会 その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」と いう。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の<u>実</u> 施状況等を報告し,協議会等による評価を受けるとともに,協議会等から必 要な要望,助言等を聴く機会を設けなければならない。

(改正後)

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>前項の</u>報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第201条の11 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条ま で、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第4 2条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第76条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条, 第157条の2, 第198条の 2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの 規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。こ の場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の 11において準用する第201条の3|と, 第21条第2項中「次条第1項| とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11におい て準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とある のは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中 「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第 60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援 助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の1 1において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とある のは「第201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第 6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第 1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用 する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、<u>前項の規定による協議会等における</u>報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第201条の11 第10条, 第12条, 第13条, 第15条から第18条ま で、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第4 2条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, 第77条, 第90条, 第92条, 第94条, 第157条の2, 第198条の2から第1 98条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中 サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合におい て、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において 準用する第199条の3|と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは 「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条 第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用す る第198条の4第2項|と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日 中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60 条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条| と,「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」 と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11におい て準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第 201条の11において準用する第90条」と、同項第4号から第6号まで の規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前 条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第20 0条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第

機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第201条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助(第201条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

(改正後)

157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

第201条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第201条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助(第201条の14第1項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

(改正後)

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第201条の22 第12条,第13条,第15条から第18条まで,第21条,第24条,第29条,第34条の2,第36条の2から第42条まで,第55条,第60条,第62条,第68条,第72条,第76条,第77条,第90条,第92条,第94条,第157条の2,第198条の2から第198条の6まで,第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は,外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において,第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と,第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と,「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と,同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用す

第201条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ<u>若しくは</u>食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第201条の22 第12条,第13条,第15条から第18条まで,第21条,第24条,第29条,第34条の2,第36条の2から第42条まで,第55条,第60条,第62条,第68条,第72条,第77条,第90条,第92条,第94条,第157条の2,第198条の2から第198条の7まで,第199条,第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は,外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において,第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と,第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と,第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と,第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第6時計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と,同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55

る第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第19条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所,指定自立訓練(機能訓練) 事業所,指定自立訓練(生活訓練)事業所,指定就労移行支援事業所,指定 就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支 援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに 指定児童発達支援事業所,指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基 準第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放 課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は,一 体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である 条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第202条 多機能型による指定生活介護事業所,指定自立訓練(機能訓練) 事業所,指定自立訓練(生活訓練)事業所,指定就労移行支援事業所,指定 就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支 援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに 指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機 能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用 定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6 項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4

(改正後)

場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項並びに第174条第4項(第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所,指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第80条第1項第3号及び第7項,第143条第1項第2号及び第8項,第153条第1項第3号及び第7項,第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準命令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1)・(2) (省略)

(電磁的記録等)

第204条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その 他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、 文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって 認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この 項(第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該 多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。) のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第187条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準命令第215条第2項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1)・(2) (省略)

(電磁的記録等)

第204条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その 他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、 文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって 認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この

(改正後)

条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第1 1条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及 び第2項, 第95条, 第95条の5, 第123条, 第149条, 第149条 の4, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場 合を含む。), 第15条(第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第4 9条第1項及び第2項, 第78条, 第95条, 第95条の5, 第110条, 第110条の4, 第123条, 第149条, 第149条の4, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第1 94条の12, 第194条の20, 第201条, 第201条の11並びに第 201条の22において準用する場合を含む。), 第54条第1項, 第10 4条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。), 第198条 の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合 を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ て認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による 情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (省略)

附則

- 1 (省略)
- 2 当分の間,第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。),理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は,第80条第1項第2号アの規定にかかわらず,指定生

条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第1 1条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及 び第2項, 第95条, 第95条の5, 第123条, 第149条, 第149条 の5, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第194条の12並びに第194条の20において準用する場 合を含む。), 第15条(第44条第1項及び第2項, 第44条の4, 第4 9条第1項及び第2項, 第78条, 第95条, 第95条の5, 第110条, 第110条の4, 第123条, 第149条, 第149条の5, 第159条, 第159条の4, 第172条, 第185条, 第190条, 第194条, 第1 94条の12, 第194条の20, 第201条, 第201条の11並びに第 201条の22において準用する場合を含む。),第54条第1項,第10 4条第1項(第110条の4において準用する場合を含む。), 第198条 の3第1項(第201条の11及び第201条の22において準用する場合) を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ て認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による 情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (省略)

附則

- 1 (省略)
- 2 当分の間,第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。),理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は,第80条第1項第2号アの規定にかかわ

活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1)・(2) (省略)

3 • 4 (省略)

- 5 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。
- 6 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) (省略)

7 · 8 (省略)

(改正後)

らず,指定生活介護の単位ごとに,常勤換算方法で,次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1)・(2) (省略)

3・4 (省略)

- 5 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。
- 6 第199条第3項及び第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助 事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区 分命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同 条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当 該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助 事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下 この項において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当 する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、 適用しない。

(1)・(2) (省 略)

7・8 (省略)

第2条 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改正後)
目次 第1章~第9章 (省 略)	日次 第1章~第9章 (省 略) 第9章の2 就労選択支援 第1節 基本方針 (第161条の2) 第2節 人員に関する基準 (第161条の3・第161条の4) 第3節 設備に関する基準 (第161条の5) 第4節 運営に関する基準 (第161条の6一第161条の9)
第10章~第17章 (省 略) 附則 (指定障害福祉サービス事業者の一般原則)	第10章~第17章 (省 略) 附則 (指定障害福祉サービス事業者の一般原則)
第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章,第4章 <u>及び第7章</u> から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。	第3条 指定障害福祉サービス事業者(第3章,第4章,第8章,第9章及び 第10章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の 意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」 という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを 提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の 措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを セビスを提供しなければならない。
2・3 (省略)	2・3 (省 略) 第9章の2 就労選択支援 第1節 基本方針

(現 行)	(改正後)
	第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。第2節 人員に関する基準 (従業者の員数) 第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業所」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)の数は、指定就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として基準命令第173条の3第1項の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 (準用) 第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

(現 行)	(改正後)
	第3節 設備に関する基準
	第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用す
	<u>る。</u>
	第4節 運営に関する基準
	(実施主体)
	第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援
	に係る指定障害福祉サービス事業者であって,過去3年以内に当該事業者の
	事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他
	のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長
	が認める事業者でなければならない。
	(評価及び整理の実施)
	第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動
	の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条
	<u>の7の3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」とい</u> う。)を行うものとする。
	<u>フ。)を行うものとする。</u> 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価
	2 障害有
	及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合に
	おいて、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセス
	メントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関と
	の連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対
	し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

(現 行)	(改正後)
	3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。 4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければ
	<u>ならない。</u> (関係機関との連絡調整等の実施)
	第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。 2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。
	(準用) 第161条の9 第10条から第21条まで,第24条,第29条,第34条
	の2,第36条の2から第42条まで,第59条,第62条,第68条,第70条から第72条まで,第76条,第77条(第2項第1号を除く。),第86条,第87条,第88条から第94条まで,第146条及び第157条の2の規定は,指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において,第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において

(現 行)	(改正後)
	準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第1
	61条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第
	22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第
	2項」と,第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき,
	利用者」とあるのは「利用者」と、第77条第2項第2号中「第55条第1
	項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同
	項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第9
	0条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第16
	1条の9」と,第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9
	において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるの
	は「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支
	給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準命令第170条の2
	第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者
	(基準命令第173条の9の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項に
	おいて同じ。)」と,同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練
	を受ける者及び基準命令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者
	を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(基準命令第173条の9の厚生
	労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。
	(就労選択支援に関する情報提供)
	第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支
	援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものと
	<u>する。</u>
(準用)	(準用)
第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第	第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第

24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第59 条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第 77条, 第88条から第90条まで, 第92条から第94条まで, 第146 条及び第147条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用す る。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第18 4条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条に おいて準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」 とあるのは「第185条において準用する第146条第2項」と、第59条 第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, 第61条中 「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第77条第2 項第1号中「第60条」とあるのは「第185条において準用する第60条」 と,「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と,同項第2号 中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第 1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用 する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは 「第185条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第185条にお いて準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで,第20条,第21条,第23条,第 24条,第29条,第34条の2,第36条の2から第42条まで,第59 条から第62条まで,第68条,第70条から第72条まで,第76条,第 77条,第86条,第88条から第94条まで,第146条,第147条, 24条, 第29条, 第34条の2, 第36条の2から第42条まで, 第59 条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第 77条, 第88条から第90条まで, 第92条から第94条まで, 第146 条, 第147条及び第171条の2の規定は, 指定就労継続支援A型の事業 について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあ るのは「第184条の2」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは 「第185条において準用する第146条第1項」と,第24条第2項中「第 22条第2項|とあるのは「第185条において準用する第146条第2項| と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用 する次条第1項 | と、「療養介護計画 | とあるのは「就労継続支援A型計画 | と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、 第61条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第 77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第185条において準用す る第60条|と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する 第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条に おいて準用する第90条|と、同項第4号から第6号までの規定中「次条| とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第1 85条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで,第20条,第21条,第23条,第 24条,第29条,第34条の2,第36条の2から第42条まで,第59 条から第62条まで,第68条,第70条から第72条まで,第76条,第 77条,第86条,第88条から第94条まで,第146条,第147条,

第180条第6項及び第181条から第183条までの規定は、指定就労継 続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中 「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第2 1条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第1 46条第1項|と、第24条第2項中「第22条第2項|とあるのは「第1 90条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第 1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介 護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計 画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるの は「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第6 0条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護 計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第 1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項 第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」 と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」 と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用す る第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条 において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定す る工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第 185条|とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とある のは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20 | 第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20 条, 第21条, 第24条(第1項を除く。), 第29条, 第34条の2, 第

第171条の2, 第180条第6項及び第181条から第183条までの規 定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、 第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第 91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条にお いて準用する第146条第1項|と、第24条第2項中「第22条第2項| とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条 第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中 「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2 項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」 と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と, 同項第2号 中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第 1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用 する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは 「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条 において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるの は「第190条において準用する前条」と、第180条第6項中「賃金及び 第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第18 1条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援 A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。 (準用)

条,第21条,第24条(第1項を除く。),第29条,第34条の2,第

(改正後)

36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第7 0条, 第72条, 第76条, 第77条, 第86条, 第89条, 第90条, 第 92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第 180条第6項, 第181条から第183条まで及び第186条の規定は, 基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第 10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項 中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2 項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条にお いて準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあ るのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」と あるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」 とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあ るのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第 60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介 護計画 | とあるのは 「基準該当就労継続支援B型計画 | と, 同項第2号中 「第 55条第1項| とあるのは「第194条において準用する第20条第1項| と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第 90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第1 94条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準 用する前条 と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」と あるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項中「第185条」 とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準 該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第7 0条, 第72条, 第76条, 第77条, 第86条, 第89条, 第90条, 第 92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条、第 171条の2, 第180条第6項, 第181条から第183条まで及び第1 86条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この 場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する 第146条第2項|と, 第24条第2項中「第22条第2項|とあるのは「第 194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条 第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養 介護計画 | とあるのは 「基準該当就労継続支援 B型計画 | と、第60条中 「療 養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中 「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2 項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」 と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同 項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第 20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条にお いて準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」と あるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第19 4条において準用する前条 と、第180条第6項中「賃金及び第3項に規 定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項 中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」 とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(豊中市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 豊中市指定障害者支援施設の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第61号)の一部を次のように改正する。 次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

次の表の(売刊)の欄に拘りる別足を円表の(以正仮)の欄に拘りる別足に	
(現 行)	(改 正 後)
(指定障害者支援施設の一般原則)	(指定障害者支援施設の一般原則)
第3条 (省略)	第3条 (省略)
2 · 3 (省略)	2・3 (省略)
	4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配
	慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定
	期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は
	一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利
	用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならな
	<u> </u>
	5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指
	<u>定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定</u>
	の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設
	以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認
	し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必
	要な援助を行わなければならない。
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりと	第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりと
する。	する。
(1) 生活介護を行う場合	(1) 生活介護を行う場合
ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりと	ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりと
する。	する。

(ア) (省略)

- (イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同 じ。), 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - a 看護職員,理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は, 生活介護の単位ごとに,常勤換算方法で,(a)及び(b)に掲げる数 を合計した数以上とする。

(a)·(b) (省略)

b (省略)

c 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (省略)

(ウ) (省略)

イ (省 略)

ウ ア(イ)の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (省 略)

(2) 自立訓練(機能訓練) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。

(改正後)

(ア) (省略)

- (イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。),理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
 - a 看護職員,理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援 員の総数は,生活介護の単位ごとに,常勤換算方法で,(a)及び(b) に掲げる数を合計した数以上とする。

(a)·(b) (省略)

b (省略)

c 理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行 う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 とする。

d (省略)

(ウ) (省 略)

イ (省 略)

ウ ア(イ)の理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には,これらの者に代えて,日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (省 略)

(2) 自立訓練(機能訓練) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。

以下同じ。)を行う場合

- ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、 次のとおりとする。
 - (ア) 看護職員,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - a 看護職員,理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は, 常勤換算方法で,利用者の数を6で除した数以上とする。
 - b (省略)
 - c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とする。
 - d (省略)
 - (イ) (省略)

イ (省 略)

ウ ア(ア)の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ~カ (省 略)

(3)~(6) (省略)

2 · 3 (省略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第26条 (省略)

(改正後)

以下同じ。)を行う場合

- ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - (ア) 看護職員,理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援 員
 - a 看護職員,理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援 員の総数は,常勤換算方法で,利用者の数を6で除した数以上とす る。
 - b (省略)
 - c 理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士の数は,1以上とする。
 - d (省略)
 - (イ) (省 略)

イ (省略)

ウ ア(ア)の理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ~カ (省 略)

(3)~(6) (省略)

2 · 3 (省略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第26条 (省略)

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ

(改正後)

2 · 3 (省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 (省略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、 適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全 般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下 「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むこと ができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならな V 10

3・4 (省略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利 │ 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利 用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して 行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話 装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、 前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求 めるものとする。

とができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 • 4 (省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 (省略)

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、 適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全 般の状況等の評価を诵じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下 「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び 意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができ るように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この 場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意 向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利 用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱 える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選 好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (省略)

用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当 者等(地域移行等意向確認担当者を含む。)を招集して行う会議をいい、テ レビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に 対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サー ビス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原 案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の 同意を得なければならない。
- 該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 (省略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス 計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第28条 (省 略)

(改正後)

- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原 案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の 同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当 該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相 談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)を 行う者に交付しなければならない。

9 · 10 (省略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス 計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第28条 (省略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊 重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合 には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならな ر ۱°

(地域との連携等)

- 第28条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっ ては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域と の交流を図らなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用 者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を 有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置

(現行)	(改正後)
	等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。 4 指定障害者支援施設は、第2項の規定による報告、要望、助言等について
	の記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。 (地域移行等意向確認担当者の選任等)
	第28条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
	2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しな

(改正後) (現行) ければならない。 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第 77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特 定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的 な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努め なければならない。 (工賃の支払等) (工賃の支払等) 第33条 (省略) 第33条 (省略) 2 · 3 (省略) 2 · 3 (省略) 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごと 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごと に、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それ に、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それ ぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、大阪府及 ぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告 び市に報告しなければならない。 しなければならない。 (協力医療機関等) (協力医療機関等) 第51条 (省略) 第51条 (省 略) 2 (省略) (省 略) 3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協 定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との 間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同 条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。

らない。

次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければな

(現行) (改正後) 4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場 合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時 等の対応について協議を行わなければならない。 (苦情解決) (苦情解決) 第57条 (省略) 第57条 (省略) 2 · 3 (省略) 2 · 3 (省略) 4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉 11条第2項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又 市長。以下この項において同じ。)が行う報告若しくは施設障害福祉サービ は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して スの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該 都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助 職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府 言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければな 県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受 けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならな らない。 い。 5~7 (省略) 5~7 (省略) (地域との連携等) 第58条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその | 第58条 削除

(豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければ

ならない。

第4条 豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第62号)の一部を次のように改正する。 次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(改正後)

(療養介護の取扱方針)

第16条 (省略)

2 · 3 (省略)

(療養介護計画の作成等)

第17条 (省略)

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、 その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を 通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセス メント」という。)を<u>行い</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができる ように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 • 4 (省略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する 療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装 置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して 行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の (療養介護の取扱方針)

第16条 (省略)

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3 • 4 (省 略)

(療養介護計画の作成等)

第17条 (省略)

- 2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を 決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、 当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなけれ ばならない。

<u>4・5</u> (省略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の

原案の内容について意見を求めるものとする。

- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容につ いて利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なけ ればならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計 画を利用者に交付しなければならない。

8 · 9 (省略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更に ついて準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 (省略)

(職員の配置の基準)

(改正後)

生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計 画の原案の内容について意見を求めるものとする。

- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容につ いて利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なけ ればならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計 画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援 (法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。) 又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24 条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下こ れらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。) に交付しなければ ならない。

9・10 (省略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更に ついて準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第18条 (省略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊 重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合 には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならな *۱* ر ر

(職員の配置の基準)

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、 | 第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、

(改正後)

次のとおりとする。

- (1)・(2) (省略)
- (3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章, 次章及び第5章において同じ。),理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員
 - ア 看護職員,理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は,生活 介護の単位ごとに,常勤換算方法で,(ア)から(ウ)までに掲げる利用者 の平均障害支援区分(基準省令第39条第1項第3号イの厚生労働大臣 が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同 じ。)に応じ,それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)~(ウ) (省略)

イ (省 略)

ウ 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むの に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単 位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (省略)

(4) (省略)

2 · 3 (省 略)

4 第1項第3号の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

次のとおりとする。

- (1)・(2) (省略)
- (3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章, 次章及び第5章において同じ。),理学療法士,作業療法士又は言語聴覚 土及び生活支援員
 - ア 看護職員,理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の 総数は,生活介護の単位ごとに,常勤換算方法で,(ア)から(ウ)までに 掲げる利用者の平均障害支援区分(基準省令第39条第1項第3号イの 厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値を いう。以下同じ。)に応じ,それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とす る。

(ア)~(ウ) (省略)

イ (省 略)

ウ 理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は,利用者に対して日常 生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は, 生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (省 略)

(4) (省略)

2・3 (省略)

4 第1項第3号の理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが 困難な場合には,これらの者に代えて,日常生活を営むのに必要な機能の減 退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練 指導員として置くことができる。

(改正後)

5~8 (省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、<u>障害者就業・生活支援センター</u>等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (省略)

(職員の配置の基準)

- 第52条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練) 事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練) 事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) (省略)
 - (2) 看護職員,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - ア 看護職員,理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は,自立 訓練(機能訓練)事業所ごとに,常勤換算方法で,利用者の数を6で除 した数以上とする。

イ (省略)

ウ 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は,自立訓練(機能訓練)事業所ごと に,1以上とする。

工 (省 略)

5~8 (省略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (省略)

(職員の配置の基準)

- 第52条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練) 事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練) 事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) (省略)
 - (2) 看護職員,理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 ア 看護職員,理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の 総数は,自立訓練(機能訓練)事業所ごとに,常勤換算方法で,利用者 の数を6で除した数以上とする。

イ (省 略)

ウ 理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は,自立訓練(機能訓練) 事業所ごとに,1以上とする。

エ (省 略)

(改正後)

(3) (省略)

2 · 3 (省略)

4 第1項第2号の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5~9 (省略)

(地域生活への移行のための支援)

第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第63条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (省略)

(準用)

第55条 第8条,第9条,第13条から第19条まで,第24条から第26条まで,第28条から第32条の2まで,第34条から第38条まで,第40条,第41条及び第44条の2から第49条までの規定は,自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において,第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と,「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と,同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と,同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と,同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と,同項第4号中「第32条第2項」とあ

(3) (省略)

2 · 3 (省略)

4 第1項第2号の理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが 困難な場合には,これらの者に代えて,日常生活を営むのに必要な機能の減 退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練 指導員として置くことができる。

5~9 (省略)

(地域生活への移行のための支援)

第54条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第61条の2に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (省略)

(準用)

第55条 第8条,第9条,第13条から第19条まで,第24条から第26条まで,第28条から第32条の2まで,第34条から第38条まで,第40条,第41条及び第44条の2から第49条までの規定は,自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において,第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と,「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と,同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあ

るのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26 条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第4 0条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の 規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準 用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活 訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条に おいて準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあ るのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第 32条第2項|とあるのは「第60条において準用する第32条第2項|と、 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次 条第1項|と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓 練) 計画」と,同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と,第18条中「前 条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6 人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)について は6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとす る。

(改正後)

るのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26 条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第4 0条, 第41条, 第44条の2から第49条まで, 第53条及び第54条の 規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準 用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活 訓練)計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条に おいて準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあ るのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第 3 2 条第 2 項 | とあるのは 「第 6 0 条において準用する第 3 2 条第 2 項 | と、 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次 条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓 練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1 項中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第 2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練) については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替える ものとする。

(規模)

(改正後)

(職員の配置の基準)

第63条 <u>就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)</u> が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。) に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)~(4) (省略)

 $2 \sim 6$ (省略)

(実習の実施)

第65条 (省略)

- 2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター<u>(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)</u>及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。 (準用)
- 第69条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26 条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条から<u>第38条まで</u>, 第4 0条, 第41条, 第43条, 第44条, 第45条から第49条まで及び第5 3条の規定は, 就労移行支援の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第63条 <u>就労移行支援事業所</u>に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)~(4) (省略)

 $2 \sim 6$ (省略)

(実習の実施)

第65条 (省略)

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第69条 第8条,第9条,第13条から第19条まで,第24条から第26条まで,第28条から第32条の2まで,第34条から<u>第36条まで</u>,第38条,第40条,第41条,第43条,第44条,第45条から第49条まで及び第53条の規定は,就労移行支援の事業について準用する。この場合において,第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条

用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第8条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。),自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。),自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。),就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。),就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準第55条に規定する指

において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第8条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。),自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。),自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。),就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。),就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する

定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

 $(1)\sim(3)$ (省略)

- 2 (省略)
- 3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児(児童福祉法<u>(昭和22年法律第164号)</u>第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

附則

- 1 (省略)
- 2 当分の間,第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。),理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は,第39条第1項第3号アの規定にかかわらず,生活介護の単位ごとに,常勤換算方法で,次に掲げる数の合計以上の数とする。

(1)・(2) (省略)

3~9 (省略)

(改正後)

る指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

 $(1)\sim(3)$ (省略)

- 2 (省略)
- 3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児(児童福祉法第7条 第2項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型児童発達支 援事業等を一体的に行う場合にあっては、第37条の規定にかかわらず、そ の利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人 以上とすることができる。

附則

- 1 (省略)
- 2 当分の間,第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。),理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は,第39条第1項第3号アの規定にかかわらず,生活介護の単位ごとに,常勤換算方法で,次に掲げる数の合計以上の数とする。

(1)・(2) (省略)

3~9 (省略)

第5条 豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)

(改正後)

目次

第1章~第5章 (省略)

第6章~第10章 (省略)

附則

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から<u>第8章</u>までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 · 3 (省略)

目次

第1章~第5章 (省略)

第5章の2 就労選択支援(第60条の2一第60条の8)

第6章~第10章 (省略)

附則

(障害福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 障害福祉サービス事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)(次章から<u>第5章まで及び第6章から第8章</u>までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 · 3 (省略)

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第6条の7の

(現 行)	(改正後)
	4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。
	(規模)
	第60条の3 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」と
	いう。)が当該事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という。)
	は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなけれ
	<u>ばならない。</u>
	(職員の配置の基準)
	第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとお
	<u>りとする。</u>
	<u>(1)</u> <u>管理者</u> <u>1</u>
	(2) 就労選択支援員(就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第6
	1条の4第1項第2号の厚生労働大臣が定めるものいう。以下同じ。)
	就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した
	<u>数以上</u>
	2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業
	を開始する場合は、推定数による。
	3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならな
	い。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択
	支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業
	<u>所</u> ,施設等の職務に従事することができるものとする。
	4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に
	従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、
	この限りでない。

(現行)	(改正後)
	(実施主体)
	第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る
	指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所
	<u>の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれ</u>
	らと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなけ
	<u>ればならない。</u>
	(評価及び整理の実施)
	第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会
	を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の
	3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)
	を行うものとする。
	2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価
	及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び
	整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合におい
	て、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの
	結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調
	整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該
	会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
	3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び
	市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担
	当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの
	とする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとと
	<u>もに、当該担当者等に意見を求めるものとする。</u>
	4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果

(改正後) (現行) に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければなら ない。 (関係機関との連絡調整等の実施) 第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に 応じて公共職業安定所,障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と の連絡調整を行わなければならない。 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期 的な参加,公共職業安定所への訪問等により,地域における就労支援に係る 社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用 者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。 (準用) 第60条の8 第8条, 第9条(第2項第1号を除く。), 第13条から第1 6条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の 2まで, 第34条から第36条まで, 第38条, 第41条, 第43条, 第4 4条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について 準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」と あるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号 中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条 第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8に おいて準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定 する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるも のとする。 (就労選択支援に関する情報提供) 第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行

(改正後)

(準用)

第84条 第8条,第9条,第13条から第19条まで,第24条から第26条まで,第28条から第32条の2まで,第34条,第41条,第45条から第49条まで及び第53条の規定は,就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において,第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と,「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と,同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と,同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と,第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と,第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と,第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第8条,第9条,第13条から第19条まで,第24条から第26条まで,第28条から第32条の2まで,第34条,第36条,第37条,第41条,第43条,第45条から第49条まで,<u>第53条</u>,第71条,第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は,就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において,第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条

<u>う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</u> (準用)

第84条 第8条,第9条,第13条から第19条まで,第24条から第26条まで,第28条から第32条の2まで,第34条,第41条,第45条から第49条まで<u>,第53条及び第68条の2</u>の規定は,就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において,第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と,「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と,同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と,同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と,同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と,第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と,第18条第1項中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第8条,第9条,第13条から第19条まで,第24条から第26条まで,第28条から第32条の2まで,第34条,第36条,第37条,第41条,第43条,第45条から第49条まで,<u>第53条</u>,第68条の2,第71条,第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は,就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において,第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用す

/		/—	١.
	現	行	

第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(改正後)

る第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条第1項中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改正後)
(障害者支援施設の一般原則)	(障害者支援施設の一般原則)
第3条 (省 略)	第3条 (省略)
2 · 3 (省 略)	2・3 (省略)
	4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し
	つつ, 利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し, 当該意向を定期的
	に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般
	相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者
	<u>の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u>
	5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福
	<u> 祉サービス等(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をい</u>

(改正後)

(職員の配置の基準)

- 第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) (省略)
 - (2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (ア) (省略)
- (イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。),理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員
 - a 看護職員,理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は, 生活介護の単位ごとに,常勤換算方法で,(a)及び(b)に掲げる数 を合計した数以上とする。

(a)·(b) (省略)

- b (省略)
- c 理学療法士<u>又は作業療法士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

う。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(職員の配置の基準)

- 第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (1) (省略)
 - (2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (ア) (省略)
- (イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。),理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
 - a 看護職員,理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援 員の総数は,生活介護の単位ごとに,常勤換算方法で,(a)及び(b) に掲げる数を合計した数以上とする。

(a)·(b) (省 略)

- b (省略)
- c 理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士の数は,利用者に対して 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行 う場合は,生活介護の単位ごとに,当該訓練を行うために必要な数

(改正後)

d (省略)

(ウ) (省略)

イ (省 略)

ウ ア(イ)の理学療法士<u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (省 略)

(3) 自立訓練(機能訓練)を行う場合

ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (ア) 看護職員,理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - a 看護職員,理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は, 常勤換算方法で,利用者の数を6で除した数以上とする。
 - b (省略)
 - c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とする。
 - d (省略)
- (イ) (省略)

イ (省 略)

ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合に

とする。

d (省略)

(ウ) (省略)

イ (省略)

ウ ア(イ)の理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には,これらの者に代えて,日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (省 略)

(3) 自立訓練(機能訓練)を行う場合

ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (ア) 看護職員,理学療法士<u>,作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援 員
 - a 看護職員,理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援 員の総数は,常勤換算方法で,利用者の数を6で除した数以上とす る。

b (省略)

c 理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士の数は,1以上とする。

d (省略)

(イ) (省略)

イ (省 略)

ウ ア(ア)の理学療法士,作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困

は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止 するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導 員として置くことができる。

エ~カ (省 略)

(4)~(7) (省略)

2~4 (省略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 (省略)

2・3 (省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (省略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、 適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全 般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「ア セスメント」という。)を<u>行い</u>、利用者が自立した日常生活を営むことがで きるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 (改正後)

難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の 減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機 能訓練指導員として置くことができる。

エ~カ (省 略)

(4)~(7) (省略)

2~4 (省略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第18条 (省略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

<u>3・4</u> (省略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第19条 (省略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、 適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全 般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「ア セスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思 決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよ うに支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合 において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確 認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者 の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

(改正後)

<u>3 · 4</u> (省 略)

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利 | 用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して 行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話 装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、 前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求 めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原 案の内容について利用者又はその家族に対して説明し, 文書により利用者の 同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は,施設障害福祉サービス計画を作成したときは,当 ┃ 8 サービス管理責任者は,施設障害福祉サービス計画を作成したときは,当 該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 · 9 (省略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス │ 11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス 計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条 (省略)

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱 える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選 好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 • 5 (省略)

- 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利 用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当 者等(地域移行等意向確認担当者を含む。)を招集して行う会議をいい、テ レビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に 対する意向等を改めて確認するとともに, 前項に規定する施設障害福祉サー ビス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原 案の内容について利用者又はその家族に対して説明し, 文書により利用者の 同意を得なければならない。
- 該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相 談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)を 行う者に交付しなければならない。

9 • 10 (省 略)

計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第20条 (省略)

(現 行)	(改正後)
	2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊
	重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合
	には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならな
	<u> </u>
	(地域との連携等)
	第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たって
	は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との
	<u>交流を図らなければならない。</u>
	2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及
	びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有す
	<u>る者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を</u>
	活用して行うことができるものとする。) (以下この条において「地域連携
	推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会
	議において,事業の運営に係る状況を報告するとともに,必要な要望,助言
	等を聴く機会を設けなければならない。
	3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おお
	むね1年に1回以上,地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学す
	る機会を設けなければならない。
	4 障害者支援施設は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記
	録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
	5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの
	質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準
	ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には,適用しない。
	(地域移行等意向確認担当者の選任等)
ı	

(現 行)	(改正後)
	第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の 把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の 利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害
	福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において 「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確 認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しな ければならない。
	2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しな
	ければならない。 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努め
(協力医療機関等)	<u>なければならない。</u> (協力医療機関等)
第40条 (省 略) 2 (省 略)	第40条 (省 略) 2 (省 略) 2 原本者主授佐乳は、成為原の名はみび成為原の患者に対する原療に関する
	3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指 定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、 新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8

(現 行)	(改正後)
(地域との連携等) 第44条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項に おいて同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合に おいては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の 対応について協議を行わなければならない。 第44条 削除

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部 を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間,第1条の規定による改正後の豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例第198条の7(同条例第201条の22において準用する場合を含む。)及び第201条の10,第3条の規定による改正後の豊中市指定障害者支援施設の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第28条の2並びに第6条の規定による改正後の豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)第20条の2の規定の適用については、これらの規定中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間,新指定障害者支援施設基準条例第28条の3及び新障害者支援施設基準条例第20条の3の規定の適用については, これらの規定中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

市議案第28号

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

令和6年度から令和8年度までの各年度における介護保険第1号被保険者の保険料率を定めるとともに,所得の低い第1号被保険者の保険料率について減額措置を講じるため,提案するものである。

豊中市条例第

イ (省 略)

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例

豊中市介護保険条例(平成12年豊中市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。		
(現 行)	(改正後)	
(保険料率)	(保険料率)	
第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各	第3条 今和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各	
号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をい	号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をい	
う。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	う。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	
(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「法施行令」と	(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「法施行令」と	
いう。) 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,202円</u>	いう。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,209円</u>	
(2) 法施行令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,392円</u>	(2) 法施行令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,523円</u>	
(3) 法施行令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,303円</u>	(3) 法施行令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,943円</u>	
(4) 法施行令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,853円</u>	(4) 法施行令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>75,578円</u>	
(5) 法施行令第39条第1項第5号に掲げる者 76,404円	(5) 法施行令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>83,976円</u>	
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,336円</u>	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>100,771円</u>	
ア・イ (省 略)	ア・イ (省 略)	
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>86,718円</u>	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>104,970円</u>	
ア・イ (省 略)	ア・イ (省 略)	
(8) 次のいずれかに該当する者 <u>96,651円</u>	(8) 次のいずれかに該当する者 <u>109,168円</u>	
ア 合計所得金額が1,250,000円以上1,900,000円未満	ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,100,000円未満	
であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	

イ (省 略)

(9) 次のいずれかに該当する者 97,415円

ア 合計所得金額が1,900,000円以上2,100,000円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(10) 次のいずれかに該当する者 115,752円

ア 合計所得金額が2,100,000円以上2,900,000円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(11) 次のいずれかに該当する者 116,516円

ア 合計所得金額が2,900,000円以上3,200,000円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(12) 次のいずれかに該当する者 135,617円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,000,000円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(13) 次のいずれかに該当する者 145,167円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(14) 次のいずれかに該当する者 152,808円

(改正後)

(9) 次のいずれかに該当する者 125,964円

ア 合計所得金額が2,100,000円以上3,200,000円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(10) 次のいずれかに該当する者 142,759円

ア 合計所得金額が3,200,000円以上4,000,000円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(11) 次のいずれかに該当する者 151, 156円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上4,200,000円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(12) 次のいずれかに該当する者 167,952円

ア 合計所得金額が4,200,000円以上5,200,000円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(13) 次のいずれかに該当する者 184,747円

ア 合計所得金額が5,200,000円以上6,200,000円未満 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(14) 次のいずれかに該当する者 201,542円

アー合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満 トニーアー合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満

であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(15) 次のいずれかに該当する者 168,088円

ア 合計所得金額が<u>8,000,000円</u>以上<u>10,000,000円</u>未 満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(16) 次のいずれかに該当する者 191,010円

ア 合計所得金額が<u>10,000,000円</u>以上<u>15,000,000円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省略)

(17) 次のいずれかに該当する者 213,931円

ア 合計所得金額が<u>15,000,000円</u>以上<u>25,000,000円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 236,852円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までにおける保険料率は,同号の規定にかかわら ず,22,921円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までにおける保険料率は,同号の規定にかかわらず,<u>36,291円</u>とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までにおける保険料率は,同号の規定にかかわ

(改正後)

であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(15) 次のいずれかに該当する者 209,940円

ア 合計所得金額が<u>7,200,000円</u>以上<u>8,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(16) 次のいずれかに該当する者 226,735円

ア 合計所得金額が<u>8,000,000円</u>以上<u>10,000,000円</u>未 満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(17) 次のいずれかに該当する者 260,325円

ア 合計所得金額が<u>10,000,000円</u>以上<u>15,000,000円</u> 未満であり,かつ,前各号のいずれにも該当しないもの

イ (省 略)

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 302,313円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までにおける保険料率は,同号の規定にかかわら ず,23,933円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までにおける保険料率は,同号の規定にかかわらず,40,728円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までにおける保険料率は,同号の規定にかかわ

(現 行)	(改正後)
らず、 <u>53、482円</u> とする。	らず, <u>57, 523円</u> とする。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

市議案第29号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

国民健康保険法の改正に伴い退職被保険者に係る規定を削除するとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊中市国民健康保険条例(昭和35年豊中市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。		
(現 行)	(改正後)	
(保険料の賦課額)	(保険料の賦課額)	
第7条の2 (省 略)	第7条の2 (省 略)	
	2 前項の場合において、同項の賦課額に1円未満の端数があるときは、これ	
	を切り捨てるものとする。	
(一般被保険者に係る基礎賦課総額)	(基礎賦課総額)	
第8条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定	<u>宝す</u> 第8条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第16条,第16条の3及び第1	

- 第8条 保険料の賦課額のうち<u>退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。)以外の被保険者(以下「一般被保険者」という。)に係る</u>基礎賦課額(第16条,第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 療養の給付に要する費用<u>(一般被保険者に係るものに限る。)</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費,入院時生活療養費,保険外併用療養費,療養費,訪問看護療養費,特別療養費,移送費,高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額
 - イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えら

- 第8条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第16条,第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当 する額を控除した額並びに入院時食事療養費,入院時生活療養費,保険 外併用療養費,療養費,訪問看護療養費,特別療養費,移送費,高額療 養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額
 - イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられ

れた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ~オ (省 略)

- カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費,入院時生活療養費,保険外併用療養費,療養費,訪問看護療養費,特別療養費,移送費,高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (省略)

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定によ

(改正後)

た法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この 条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。) の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法 の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」とい う。),高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床 転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号) の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費 用に充てる部分を除く。)の額

ウ~オ (省 略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に 要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者 支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用 に充てる部分に限る。)の額を除く。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア (省略)
- イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により

り交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支 援金等,病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる 部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同 条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納 付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金<u>(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)</u>(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除いた額

(ア)~(ウ) (省 略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により 読み替えられた法第72条の3第1項,第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ(大阪府知事が定めたものに限る。)並びに同令附則第7条第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

(改正後)

交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支 援金等,病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる 部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同 条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納 付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のう ち、次に掲げる額の合算額を除いた額

(ア)~(ウ) (省 略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項,第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ(大阪府知事が定めたものに限る。)並びに同令附則第7条第2号及び第3号に掲げる額の合計額を除く。),第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

(基礎賦課額)

第9条 納付義務者に対する保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る</u>基礎 賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者</u>について算定した所得割額及び被 保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等 割額<u>(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当</u> 該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の 合計額とする。

第9条 納付義務者に対する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に 属する<u>被保険者</u>について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額 の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(改正後)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

<u>2</u> 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、 これを切り捨てるものとする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の

第10条 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規

適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定 する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額), 地方税法附則 第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附 則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、 同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等 の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若し くは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額),同法附則 第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する 法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び 第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号におい て同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12 条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同 じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第 16条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配 当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第31 4条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額 並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除 後の総所得金額等」という。) に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定す る。

2 (省略)

定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に 規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法 附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同 法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金 額),同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所 得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項 若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額),同法 附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附 則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金 額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関 する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項 及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号に おいて同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第 12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号におい て同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税 法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。 第16条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1 0項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用 配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第3 14条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金 額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控 除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定 する。

2 (省 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

- 第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1)・(2) (省略)
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア からウまでに定める額

ア (省略)

- イ 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって,当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月(同日の属する月をいう。以下同じ。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。) アに定める額に2分の1を乗じて得た額
- ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険</u>者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。) アに定める額に4分の3を乗じて得た額
- 2 (省略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第11条の2 納付義務者に対する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に 係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割 (改正後)

(基礎賦課額の保険料率)

第11条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (省略)

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア からウまでに定める額

ア (省略)

- イ 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって,当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月(同日の属する月をいう。以下同じ。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。) アに定める額に2分の1を乗じて得た額
- ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が 属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以 後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がい ない場合に限る。)をいう。以下同じ。) アに定める額に4分の3を 乗じて得た額
- 2 (省略)
- 3 市長は,第1項に規定する保険料率を決定したときは,速やかに告示しなければならない。

(改正後)

額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世 帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属 する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得 金額等に、第11条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第11条の4 第11条の2の被保険者均等割額は, 第11条第1項第2号に 掲げる額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

- 第11条の4の2 第11条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条第1項第3号ア に定める額
 - (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第6条第1項の規 定による退職被保険者(以下「退職被保険者」という。)の属する世帯で あって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の 被保険者がいない場合に限る。) 第11条第1項第3号イに定める額
 - (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世 帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経 過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限

る。) 第11条第1項第3号ウに定める額

(基礎賦課限度額)

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条又は第11条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被|第11条の2 第9条の基礎賦課額は,各年度において法第82条の3第3項

の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施 行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。

(改正後)

保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第11条の 2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。) は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日に おいて施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号<u>又</u> は同令附則第4条第2項第6号に掲げる額を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

- 第11条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって,府が行う 国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法<u>附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定</u>により読み替えられた法第72条の3第1項,第72条の3の2第1項

(後期高齢者支援金等賦課総額)

- 第11条の2の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第16条,第16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法<u>附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により 交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に 係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民 健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項,第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入

及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第11条の5の3 納付義務者に対する保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者</u> <u>に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者</u>につい て算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯 につき算定した世帯別平等割額<u>(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の</u> 世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算 定した世帯別平等割額」の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第11条の5の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)~(3) (省略)

2 第11条第2項の規定は、前項の保険料率の決定について準用する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第11条の5の6 納付義務者に対する保険料の賦課額のうち退職被保険者 等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等に (改正後)

金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第11条の2の3 納付義務者に対する保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>被保険者</u>について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数 があるときは、これを切り捨てるものとする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第11条の2の4 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の2の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)~(3) (省略)

2 <u>第11条第2項及び第3項</u>の規定は,前項の保険料率の決定について準用する。

(改正後)

つき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第11条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総 所得金額等に、第11条の5の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第11条の5の8 第11条の5の6の被保険者均等割額は,第11条の5の 5第1項第2号に掲げる額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

- 第11条の5の9 第11条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の5の5第1項 第3号アに定める額
 - (2) 第11条の4の2第2号に掲げる世帯 第11条の5の5第1項第 3号イに定める額
 - (3)第11条の4の2第3号に掲げる世帯第11条の5の5第1項第3号ウに定める額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の2の6 第11条の2の3の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額

(改正後)

後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条において同じ。)は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号又は同令附則第4条第3項第6号に掲げる額を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

- 第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (省略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法<u>附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた</u>法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第11条の7 (省略)

を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

- 第11条の3 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) (省略)
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法<u>附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により 交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に 係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民 健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第11条の4 (省 略)

(改正後)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第11条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の 属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の 保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第11条の9 (省略)

2 第11条第2項の規定は、前項の保険料率の決定について準用する。

(介護納付金賦課限度額)

第11条の10 第11条の7の賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生,消滅又は被保険者数の異動等があった 場合の保険料の額)

第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は納付義務者の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第9条の額、第11条の2の額、第11条の5の3の額若しくは第

<u>2</u> 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に1円未満の端数があると きは、これを切り捨てるものとする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第11条の5 前条第1項の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第11条の6 (省略)

2 <u>第11条第2項及び第3項</u>の規定は,前項の保険料率の決定について準用する。

(介護納付金賦課限度額)

第11条の7 第11条の4の賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生,消滅又は被保険者数の異動等があった 場合の保険料の額)

第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は納付義務者の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第9条の額、第11条の2の3の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当

11条の5の6の額(被保険者数が増加し、又は減少した場合(特定同一世 帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特 例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合 における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。) 若しくは第11条 の7の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替え て準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額,第16条の3第 1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項におい て同じ。)に規定する第11条若しくは第11条の4の基礎賦課額の被保険 者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額,第16条の3第 3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項 において同じ。)に定める額、第16条の4第1項各号(同条第3項又は第 4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に 定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み 替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) に定める額の算定は、そ れぞれその納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少し た日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことによ り被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日である ときに限り、その前日とする。) 若しくは当該世帯に属する被保険者が介護 納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなっ た日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等で なくなった日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者 に係る第9条の額, 第11条の2の額, 第11条の5の3の額若しくは第1 1条の5の6の額若しくは第11条の7の額又は次条第1項各号に定める

することにより被保険者数が減少した場合を除く。) 又は特例対象被保険者 等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若 しくは第11条の4の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定 により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額, 第16条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含 む。次項において同じ。)に規定する第11条の基礎賦課額の被保険者均等 割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額,第16条の3第4項第 1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項におい て同じ。)に定める額、第16条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の 規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める 額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて 準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日 (法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより 被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であると きに限り、その前日とする。) 若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納 付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった 日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から月割りをもって 行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者 に係る第9条の額, 第11条の2の3の額若しくは第11条の4の額又は次 条第1項各号に定める額, 第16条の3第1項に定める第11条の基礎賦課

額,第16条の3第1項に定める第11条<u>若しくは第11条の4</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額,<u>第16条の3第3項第1号</u>に定める額,第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は,その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては,その消滅した日が月の初日であるときに限り,その前日とする。)の属する月の前月まで月割りをもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額の うち基礎賦課額は,第9条<u>又は第11条の2</u>の基礎賦課額から,それぞれ当 該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>第11条の5</u>に 規定する基礎賦課限度額を超える場合には,当該基礎賦課限度額)とする。

(1) (省略)

(2) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に290,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (省略)

(改正後)

額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額,<u>第1</u>6条の3第4項第1号に定める額,第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は,その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては,その消滅した日が月の初日であるときに限り,その前日とする。)の属する月の前月まで月割りをもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額の うち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額 を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>第11条の2</u>に規定する基礎賦課 限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。

(1) (省略)

(2) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に295,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (省 略)

(3) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付 義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定め る金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗 じて得た金額を加えた金額) に当該年度の保険料賦課期日現在において, 当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に5 35,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険 料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者については、アに掲 げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被 保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲 げる額とを合算した額

ア・イ (省 略)

- 2 第11条第2項の規定は、前項第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第 3号ア及びイに規定する額の決定について準用する。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ の場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等 賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又 は第11条の5の6」と、「第11条の5に規定する基礎賦課限度額」とあ るのは「第11条の5の10に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と, 「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」 と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項におい て準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。

(改正後)

(3) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付 義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定め る金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,00円を乗 じて得た金額を加えた金額) に当該年度の保険料賦課期日現在において, 当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に5 45,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険 料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者については、アに掲 げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被 保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲 げる額とを合算した額

ア・イ (省略)

- 2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項第1号ア及びイ、第2号ア及び イ並びに第3号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合に おいて、第11条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み 替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ の場合において,第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等 賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の2の3」と、「第11条の 2に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の2の6に規定する後 期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当 該後期高齢者支援金等賦課限度額」と,前項中「第11条第2項及び第3項」 とあるのは「第11条の2の5第2項において準用する第11条第2項及び 第3項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項第1号(イを除く。),第2号(イを除く。)及び第3号(イを除 4 第1項第1号(イを除く。),第2号(イを除く。)及び第3号(イを除

く。)並びに第2項の規定は,介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において,第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と,「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と,「第11条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に規定する介護納付金賦課限度額」と,「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と,第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。

第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3 月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合にお ける当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当 該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第11条第2項の規 定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(<u>第</u> 3項に定める場合を除く。)。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条 $\sqrt{2}$ 04」とあるのは「 $\sqrt{2}$ 11条 $\sqrt{2}$ 11条 $\sqrt{2}$ 2項」とあるのは「 $\sqrt{2}$ 11条 $\sqrt{2}$ 11条 $\sqrt{2}$ 2項」とあるのは「 $\sqrt{2}$ 11条 $\sqrt{2}$ 2項」とあるのは「 $\sqrt{2}$ 11条 $\sqrt{2}$ 2項」とあるのは「 $\sqrt{2}$ 11条 $\sqrt{2}$ 2項」と読み替えるものとする。

(改正後)

く。)並びに第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の4」と、「第11条の2に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の7に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第2項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の6第2項において準用する第11条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(<u>第4項</u>に定める場合を除く。)。

- 2 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- $\underline{3}$ 前 $\underline{2}$ 項の規定は,後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において,第 $\underline{1}$ 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と,「第 $\underline{1}$ 1条」とあるのは「第 $\underline{1}$ 1条の $\underline{2}$ の $\underline{5}$ 」と,「第 $\underline{1}$ 1条第2項」とあるのは「第 $\underline{1}$ 1条の $\underline{2}$ の $\underline{5}$ 第2項」とあるのは「第 $\underline{1}$ 1条第3項」とあるのは「第 $\underline{1}$ 1条第3項」とあるのは「第 $\underline{1}$ 1条第3項」とあるのは「第 $\underline{1}$ 1条の $\underline{2}$ の $\underline{5}$ 第2項」と,前項中「第 $\underline{1}$ 1条第3項」と読み替えるものとする。

- 3 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するもの とした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係 る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第 2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料 率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれ ぞれ同項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる割合を乗じて得た額 (第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を 控除して得た額
 - (2) (省略)

場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課 額」と、「第11条又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5又は 第11条の5の8」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5 第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第16条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者(国民健康保険法 施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同 じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦 課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の (改正後)

- 4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するもの とした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係 る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第 2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料 率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項第1号ア. 第2号ア及び第3号アに掲げる割合を乗じて得た額(第11条第2項の規 定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) (省略)

- 5 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。こ の場合において、第11条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替 えるものとする。
- 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この | 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ の場合において, 第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等 賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の2の5」と、「第11条 第2項」とあるのは「第11条の2の5第2項において準用する第11条第 2項」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の2の5第2項 において準用する第11条第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第16条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者(国民健康保険法 施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同 じ。) がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦 課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の

各号に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が $\frac{第11}{2}$ の 5 に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする(第5項に定める場合を除く。)。

(1)・(2) (省略)

- 2 (省略)
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において,第16条に規定する基準に従い保険料を減額するもの とした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納

(改正後)

合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>第11条の2</u>に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする(第5項に定める場合を除く。)。

(1) • (2) (省略)

- 2 (省略)
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の2の3」と、「第11条の206に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」とあるのは「第11条の2の6に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の2の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の4」と、「第11条の2に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の7に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の6第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において,第16条に規定する基準に従い保険料を減額するもの とした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納

付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条<u>又は第11条の2</u>の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>第11条の5</u>に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。

(1) • (2) (省略)

- 6 (省略)
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5 に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第6項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の9第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。

(改正後)

付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の2に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。

(1)・(2) (省略)

- 6 (省略)
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の2の3」と、「第11条の206に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」とあるのは「第11条の2の6に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の2の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の4」と、「第11条の2に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の7に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、第6項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の6第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお 従前の例による。

市議案第30号

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例 の設定について

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

建築基準法等の改正に伴い防火に関する制限の合理化並びに 既存不適格建築物の改修時等における接道義務の緩和の認定の 申請審査に係る手数料等の名称及び額を定めるとともに、その 他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

豊中市建築基準法施行条例(平成16年豊中市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)

(長屋)

第4条 長屋は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 各戸の主要な出入口は、<u>道路(</u>法第43条第2項第2号の規定による 許可を受けた長屋にあっては<u>規則第10条の3第1号</u>に規定する空地、 同条第2号に規定する公共の用に供する道又は<u>同条第3号</u>に規定する通 路を含む。以下この号において同じ。)に面すること。ただし、長屋が次 のア又はイに該当し、かつ、各戸の主要な出入口が道路に通ずる幅員3メ ートル以上の敷地内の通路(アに掲げる長屋にあっては、道路から各戸の 主要な出入口までの長さが35メートル以内の通路に限る。)に面する場 合は、この限りでない。

ア・イ (省略)

(2) (省略)

2 (省略)

(階段の数及び構造)

第22条 避難階以外の階を展示場の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。)には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供

(長屋)

第4条 長屋は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(改正後)

(1) 各戸の主要な出入口は、道路(法第43条第2項第1号の規定による 認定を受けた長屋にあっては規則第10条の3第1項各号に規定する道 を、法第43条第2項第2号の規定による許可を受けた長屋にあっては規 則第10条の3第4項第1号に規定する空地、同項第2号に規定する公共 の用に供する道又は同項第3号に規定する通路を含む。以下この号におい て同じ。)に面すること。ただし、長屋が次のア又はイに該当し、かつ、 各戸の主要な出入口が道路に通ずる幅員3メートル以上の敷地内の通路 (アに掲げる長屋にあっては、道路から各戸の主要な出入口までの長さが 35メートル以内の通路に限る。)に面する場合は、この限りでない。

ア・イ (省 略)

(2) (省略)

2 (省略)

(階段の数及び構造)

第22条 避難階以外の階を展示場の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。)には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供

する部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途 に供する部分の主要構造部が準耐火構造である<u>か若しくは</u>不燃材料で造ら れている建築物については、この限りでない。

(個室ビデオ店等の廊下の幅並びに階段の数及び構造)

第26条 (省略)

- 2 (省略)
- 3 主要構造部が準耐火構造である<u>か又は</u>不燃材料で造られている建築物に 対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「100平方メートル」 とあるのは、「200平方メートル」とする。

 $4 \sim 6$ (省略)

(階段の数及び構造)

- 第31条の2 避難階以外の階をホテル又は旅館の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。)には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。
- 2 (省略)

(階段の数及び構造)

(改正後)

する部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途 に供する部分の主要構造部が準耐火構造である<u>建築物(特定主要構造部が耐</u> 火構造である建築物を含む。)若しくは主要構造部が不燃材料で造られてい る建築物については、この限りでない。

(個室ビデオ店等の廊下の幅並びに階段の数及び構造)

第26条 (省略)

- 2 (省略)
- 3 主要構造部が準耐火構造である<u>建築物(特定主要構造部が耐火構造である</u> <u>建築物を含む。)又は主要構造部が</u>不燃材料で造られている建築物に対する 前項の規定の適用については、同項ただし書中「100平方メートル」とあ るのは、「200平方メートル」とする。

4~6 (省略)

(階段の数及び構造)

- 第31条の2 避難階以外の階をホテル又は旅館の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。)には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である建築物(特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。)若しくは主要構造部が不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。
- 2 (省略)

(階段の数及び構造)

第34条 避難階以外の階を共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームの用途に 供する建築物には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その用途に 供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければなら ない。

(1)・(2) (省略)

(3) 当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である<u>か又は</u>不燃 材料で造られているとき。

2 (省略)

(工事監理者の選任の届出)

第61条 法第6条第1項に規定する<u>建築主事</u>の確認を受けた建築物の建築 主が、工事監理者を選任し、又は変更したときは、市長に届け出なければな らない。

2 (省略)

(確認及び検査等の手数料)

第64条 (省略)

2~6 (省略)

7 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請(当該申請に係る建築物の 工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第 53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項の規定に 基づく特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定に 基づく通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条 第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)をしようとする者 (改正後)

第34条 避難階以外の階を共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームの用途に 供する建築物には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その用途に 供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければなら ない。

(1)・(2) (省略)

(3) 当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である<u>とき(特定主</u> 要構造部が耐火構造であるときを含む。)又は主要構造部が不燃材料で造 られているとき。

2 (省略)

(工事監理者の選任の届出)

第61条 法第6条第1項に規定する<u>建築主事等</u>の確認を受けた建築物の建築主が、工事監理者を選任し、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

2 (省略)

(確認及び検査等の手数料)

第64条 (省略)

2~6 (省略)

7 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請(当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)又は法第18条第16項の規定に基づく通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)をしようとする

は、第2項及び第5項に定める手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に 掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなけれ ばならない。

次の表 (省略)

8 次の表の中欄に掲げる承認,指定,許可又は認定の申請をしようとする者は,それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は,1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。

	区分		
	事務	名称	

41.42	(省 略)
	(省 略)

9~18 (省略)

(改正後)

者は、第2項及び第5項に定める手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

次の表 (省略)

8 次の表の中欄に掲げる承認,指定,許可又は認定の申請をしようとする者は,それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は,1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。

項の	3137条の12第6 対定に基づく認定の	名称 省 略) 既存不適格建築物の接道 義務の緩和の認定申請手	27,000円		
項の	3137条の12第6 対定に基づく認定の	既存不適格建築物の接道	27,000円		
項の)規定に基づく認定の		27,000円		
	·	義務の緩和の認定申請手			
申請					
	申請に対する審査数料				
42 令第	5137条の12第7	既存不適格建築物の道路	27,000円		
項の)規定に基づく認定の	内における建築に係る制			
申請	に対する審査	限の緩和の認定申請手数			
		<u>料</u>			
43・44 (省略)					
	(省略)				

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

市議案第31号

北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び北部大阪都市計画新千里北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の設定について

北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内に おける建築物の制限に関する条例及び北部大阪都市計画新千里 北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関す る条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

北部大阪都市計画に係る地区計画の変更に伴い,建築物の用途の制限に関し,グループホームの建築を可能とするため,提案するものである。

北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び北部大阪都市計画新千里北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成25年豊中市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

		(現行)			(改正後)
別表		別表	表		
	建築制限の事項	新千里南町2丁目地区		建築制限の事項	新千里南町2丁目地区
1	建築物の用途の制	(1)・(2) (省 略)	1	建築物の用途の制	(1)・(2) (省 略)
	限			限	(3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭
					和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定
					する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
					をいう。) 又は障害者グループホーム (障害者の日
					常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
					(平成17年法律第123号) 第5条第17項に規
					定する共同生活援助を行う施設をいう。)で、延べ
					面積が200平方メートル未満のもの
		(3) (省略)			<u>(4)</u> (省 略)
		(4) <u>前3号</u> の建築物に附属するもの(令第130条			(5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条
		の 5 で定めるものを除く。)			の 5 で定めるものを除く。)
		(省 略)			(省 略)

(北部大阪都市計画新千里北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 北部大阪都市計画新千里北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成29年豊中市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

		(現行)			(改正後)
別表		別	表		
	建築制限の事項	新千里北町1丁目地区		建築制限の事項	新千里北町1丁目地区
1	建築物の用途の制	(1)・(2) (省 略)	1	建築物の用途の制	(1)・(2) (省略)
	限			限	(3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭
					和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定
					する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
					をいう。) 又は障害者グループホーム (障害者の日
					常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
					(平成17年法律第123号) 第5条第17項に規
					定する共同生活援助を行う施設をいう。)で、延べ
					面積が200平方メートル未満のもの
		(3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条			(4) 前3号の建築物に附属するもの(令第130条
		の 5 で定めるものを除く。)			の5で定めるものを除く。)
		(省 略)			(省 略)

附則

この条例は,公布の日から施行する。

市議案第32号

豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の設定について 豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

地方自治法の改正による引用条項の移動に伴い, 所要の規定を整備するため, 提案するものである。

豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年豊中市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改正後)
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)	第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)
第243条の2の2第8項の規定により水道事業又は公共下水道事業の業	第243条の2の8第8項の規定により水道事業又は公共下水道事業の業
務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければなら	務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければなら
ない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500、000円以上である場合	ない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500、000円以上である場合
とする。	とする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第33号

豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例の 設定について

豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

水道料金及び証明手数料の額を改正するとともに,加入金の廃止その他所要の規定を改正するため,提案するものである。

豊中市水道事業給水条例の一部を改正する条例

豊中市水道事業給水条例(昭和35年豊中市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)

(改正後)

(工事の施行)

第13条 (省略)

 $2 \sim 4$ (省略)

5 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、第1項の指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第11条第1項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

第4章 料金,加入金及び手数料

(料金)

第28条 料金は、次の各号に定める基本料金の額及び従量料金の額の合計額に、当該合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率(以下「地方消費税率」という。)を乗じて得た額を加算した額(その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、臨時用に係る料金は、第2号に定める従量料金の額に、当該額に消

(工事の施行)

第13条 (省略)

 $2 \sim 4$ (省略)

5 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、第1項の指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第11条第1項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

第4章 料金及び手数料

(料金)

第28条 料金は、次の各号に定める基本料金の額及び従量料金の額の合計額に、当該合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率(以下「地方消費税率」という。)を乗じて得た額を加算した額(その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、臨時用に係る料金は、第2号に定める従量料金の額に、当該額に消

費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額(その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(1) 基本料金

メーターの口径	基本料金
	(1月につき)
25ミリメートル以下	760円
30ミリメートル	920円
40ミリメートル	<u>1,160円</u>
50ミリメートル	<u>1,700円</u>
75ミリメートル	<u>3,860円</u>
100ミリメートル	<u>6,020円</u>
150ミリメートル	<u>17,910円</u>
200ミリメートル	<u>40,180円</u>
250ミリメートル	71,070円

(2) 従量料金

用途	使用水量	従量料金
	(1月につき)	(1立方メートルにつき)
一般用	1立方メートルから10立方メート	20円
	ルまでの分	
	10立方メートルを超え20立方メ	131円
	ートルまでの分	
	20立方メートルを超え30立方メ	211円
	ートルまでの分	

(改正後)

費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額(その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(1) 基本料金

メーターの口径	基本料金
	(1月につき)
25ミリメートル以下	990円
30ミリメートル	1,200円
40ミリメートル	1,510円
50ミリメートル	2,210円
75ミリメートル	5,020円
100ミリメートル	<u>7,870円</u>
150ミリメートル	23,450円
200ミリメートル	<u>52,480円</u>
250ミリメートル	92,950円

(2) 従量料金

用途	使用水量	従量料金
	(1月につき)	(1立方メートルにつき)
一般用	1立方メートルから10立方メート	24円
	ルまでの分	
	10立方メートルを超え20立方メ	135円
	ートルまでの分	
	20立方メートルを超え30立方メ	<u>215円</u>
	ートルまでの分	

	(現行)	
	30立方メートルを超え50立方メ	268円
	ートルまでの分	
	5 0 立方メートルを超え100立方	<u>338円</u>
	メートルまでの分	
	100立方メートルを超え500立	377円
	方メートルまでの分	
	500立方メートルを超える分	<u>421円</u>
湯屋用	1 立方メートルから 3 0 0 立方メー	<u>60円</u>
	トルまでの分	
	300立方メートルを超え2,000	<u>89円</u>
	立方メートルまでの分	
	2,000立方メートルを超える分	<u>113円</u>
臨時用	1立方メートルにつき	<u>565円</u>

2 (省略)

3 私設消火栓を公共のための消火演習以外の消火演習に使用したときの料 3 私設消火栓を公共のための消火演習以外の消火演習に使用したときの料 → 3 私設消火栓を公共のための消火演習以外の消火演習は使用したときの料 → 3 私設消火栓を公共のための消火演習以外の消火演習に使用したときの料 → 3 私設消火栓を公共のための消火演習は使用したときの外 金は、消火栓1栓1回について5、650円として算定した金額に、当該金 額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を 加算した額とし、1回の使用時間は、10分以内とする。

4 (省略)

(加入金)

第35条の2 加入金は、次の区分に応じた金額に、当該金額に消費税率を乗 じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額とし、給 水装置の新設又は増径工事申込者から徴収する。この場合において、増径工 事申込者から徴収する加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金 (改正後)

272円

30立方メートルを超え50立方メ

ートルまでの分

	トルよくの力	
	50立方メートルを超え100立方	<u>342円</u>
	メートルまでの分	
	100立方メートルを超え500立	381円
	方メートルまでの分	
	500立方メートルを超える分	<u>425円</u>
湯屋用	1立方メートルから300立方メー	64円
	トルまでの分	
	300立方メートルを超え2,000	93円
	立方メートルまでの分	
	2,000立方メートルを超える分	<u>117円</u>
臨時用	1立方メートルにつき	569円

2 (省略)

金は、消火栓1栓1回について5、690円として算定した金額に、当該金 額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を 加算した額とし、1回の使用時間は、10分以内とする。

4 (省略)

(改正後)

との差額とする。

メーターの口径	<u>加入金</u>
20ミリメートル以下	122,000円
25ミリメートル	244,000円
30ミリメートル	1, 100, 000円
40ミリメートル	2, 350, 000円
50ミリメートル	4, 220, 000円
75ミリメートル	12,240,000円
100ミリメートル	26, 110, 000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める額

- 2 加入金は、給水装置の工事が次の各号に掲げるものである場合は、前項の 規定にかかわらず、当該工事の申込者から徴収するものとし、その額は、当 該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 受水槽を設置し、又はその設置されている建物又は施設に係るもの管理者が別に定める基準により算出した計画1日使用水量を一般住居の1日標準使用水量で除した数(その数に小数点以下の端数が生じたときは、切り上げる。)に、122、000円に、当該金額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得た額を加算した額を乗じて得た額と、申込みに係る給水装置について前項の規定を適用した場合における加入金の額のいずれか多い方の額
 - (2) 1個のメーターで2以上の専用給水装置に給水する共同住宅等に係るもの(当該工事が受水槽の設置又は撤去を伴う改造工事である場合を除く。) 各戸又は各箇所に引き込む給水管の口径をメーターの口径とみなし、前項の表の区分に応じた各戸又は各箇所ごとの金額の合計額に、当該

(改正後)

合計額に消費税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税率を乗じて得 た額を加算した額

- 3 前項の場合において、改造工事(増径工事を含む。以下同じ。)の申込者 から徴収する加入金の額については、管理者が別に定める。ただし、受水槽 を撤去し、配水管から給水栓まで直結する改造工事であって、管理者が別に 定めるものについては、加入金を徴収しない。
- 4 加入金は、管理者が定める期日までに前納しなければならない。
- 5 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認め るときは、この限りでない。
- 6 その他加入金に関する必要な事項は、管理者が別に定める。

(手数料)

第36条 手数料は、次のとおりとし、申込者から徴収する。

- $(1)\sim(4)$ (省略)
- (5) 証明手数料(1件につき) 300円

2~4 (省略)

(料金,加入金,手数料等の減免)

第37条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条 | 第37条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条 例によって納付しなければならない料金,加入金,手数料その他の費用を減 免することができる。

(違反処分)

第39条 次の各号のいずれかに該当するときは、50、000円以下の過料 | 第39条 次の各号のいずれかに該当するときは、50、000円以下の過料 を科し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを 賠償させることができる。

(手数料)

第36条 手数料は、次のとおりとし、申込者から徴収する。

(1)~(4) (省 略)

(5) 証明手数料(1件につき) 450円

2~4 (省略)

(料金,手数料等の減免)

例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減免するこ とができる。

(違反処分)

を科し、その理由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを 賠償させることができる。

(現 行)	(改正後)
(1) 料金 <u>,加入金</u> 又は手数料の徴収を免れようとして,詐欺その他不正な 行為をしたとき	(1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正な行為をしたとき
(2)~(7) (省略)	(2)~(7) (省略)
(停水処分)	(停水処分)
第40条 管理者は、料金 <u>加入金</u> 、手数料又は工事費その他この条例により 納付しなければならない金額を指定期限内に納付しないときは、完納するま で給水を停止することができる。	第40条 管理者は、料金、手数料又は工事費その他この条例により納付しなければならない金額を指定期限内に納付しないときは、完納するまで給水を停止することができる。
(過料)	(過料)
第41条 詐欺その他不正な行為によって、料金 <u>加入金</u> 又は手数料の徴収を 免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当 する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以 下の過料を科することができる。	第41条 詐欺その他不正な行為によって、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

附則

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。ただし、第13条第5項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第28条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後の使用水量に係る料金から適用し、施行日前の使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続している水道の使用に係る施行日以後最初の定例日に計量された使用水量に係る料金については、改正後の条例第28条第1項及び前項の 規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前の給水装置の工事の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第36条第1項第5号の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料から適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

市議案第34号

豊中市下水道条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市下水道条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

下水道使用料の額を改正するため, 提案するものである。

豊中市下水道条例の一部を改正する条例

豊中市下水道条例(昭和39年豊中市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)

(使用料の算定方法)

(使用料の算定方法)

第15条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、1使用月につき、次の表に定めるところにより算定した金額(次項本文の規定の適用がある場合は、当該規定の適用後の金額)に、当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

ω),	2 C C 12, C	
種別		使用料
	基本使用料	従量使用料(1立方メートルにつき)
一般	422円	1立方メートルから10立方メートルまでの分
汚水		<u>10円</u>
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分
		<u>77円</u>
		20立方メートルを超え50立方メートルまでの分
		97円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分
		<u>116円</u>
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分
		1 4 3 円

第15条 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、1使用月につき、次の表に定めるところにより算定した金額(次項本文の規定の適用がある場合は、当該規定の適用後の金額)に、当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額(その加算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(改正後)

種別		使用料	
	基本使用料	従量使用料(1立方メートルにつき)	
一般	591円	1 立方メートルから 1 0 立方メートルまでの分	
汚水		<u>1</u>	6 円
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	
		<u>8</u>	3円
		20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	
		<u>10</u>	3円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	
		<u>1 2</u>	2円
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	分
		<u>14</u>	9円

(現 行)			(改正後)		
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの 分		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの 分		
	<u>183円</u>		<u>189円</u>		
	1,000立方メートルを超える分 <u>225円</u>		1,000立方メートルを超える分 <u>231円</u>		
公衆1立方メー	ートルにつき	公衆1立方メートルにつき			
浴場	<u>19円</u>	浴場	<u>25円</u>		
汚水		汚水			
臨 時 1 立方メー	ートルにつき	臨時	1立方メートルにつき		
汚水	225円	汚水	<u>231円</u>		
備考 (省 略)			考 (省 略)		
2~4 (省 略)			4 (省 略)		

附則

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市下水道条例(以下「改正後の条例」という。)第15条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に排除された汚水に係る使用料から適用し、施行日前に排除された汚水に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続している公共下水道の使用に係る施行日以後最初に算定された汚水の量に係る使用料については、改正後の条例第15条第1項及び前項の 規定にかかわらず、なお従前の例による。

市議案第35号

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例の設定について

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

一般病床の病床数の減少その他所要の規定を整備するため, 提案するものである。

豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊中市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年豊中市条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改正後)
(経営の基本)	(経営の基本)
第4条 (省略)	第4条 (省 略)
2 (省 略)	2 (省略)
3 病床数は、 $613床$ とし、うち病床の種別ごとの病床数は、次のとおりと	3 病床数は、 <u>563床</u> とし、うち病床の種別ごとの病床数は、次のとおりと
する。	する。
(1) 一般病床 <u>599床</u>	(1) 一般病床 <u>549床</u>
(2) (省略)	(2) (省 略)
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)	第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)
<u>第243条の2の2第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の	第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の
賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償	賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償
責任に係る賠償額が500、000円以上である場合とする。	責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第36号

豊中市立学校設置条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

豊中市立庄内南小学校,豊中市立庄内西小学校,豊中市立千成小学校及び豊中市立第七中学校を廃止し,豊中市立庄内よつば学園を設置するため,提案するものである。

豊中市立学校設置条例の一部を改正する条例

豊中市立学校設置条例(令和4年豊中市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改正後)			
豊中市	豊中市に次の小学校、中学校及び義務教育学校を設置する。			豊中市に次の小学校、中学校及び義務教育学校を設置する。		
区分	名称	位置	区分	名称	位置	
小学校		(省 略)	小学校		(省 略)	
	豊中市立庄内南小学校	豊中市大黒町1丁目2番15号				
	豊中市立庄内西小学校	豊中市庄本町4丁目1番10号				
	豊中市立千成小学校	豊中市大黒町1丁目2番15号				
		(省 略)			(省 略)	
中学校		(省 略)	中学校		(省 略)	
	豊中市立第七中学校	豊中市庄内栄町5丁目10番1号				
		(省 略)			(省 略)	
義務教	((省 略)	義務教		(省略)	
育学校			育学校	豊中市立庄内よつば学園	豊中市千成町2丁目2番65号	

附則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

市議案第37号

奨学基金条例の一部を改正する条例の設定につい て

奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

基金の額を改正するため、提案するものである。

奨学基金条例の一部を改正する条例

奨学基金条例(昭和43年豊中市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)	(改正後)
第2条 基金の額は、 <u>326、039、503円</u> とする。	第2条 基金の額は、346、872、503円とする。

附則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

市議案第38号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い, 貯蔵所の設置の許可申請に関する手数料の額を改正するため, 提案するものである。

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例

豊中市火災予防条例(昭和37年豊中市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現行)					(改正後)
別表第	9		別表第9		
	手数料を徴収する	金額		手数料を徴収する	金額
	事務			事務	
		(省 略)			(省 略)
(2)		(省 略)	(2)		(省 略)
	2 法第11条第	ア〜エ (省 略)		2 法第11条第	ア〜エ (省 略)
	1項前段の規定	オ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の		1項前段の規定	オ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の
	に基づく貯蔵所	申請に係る審査 次に掲げる浮き蓋付特定屋外タ		に基づく貯蔵所	申請に係る審査 次に掲げる浮き蓋付特定屋外タ
	の設置の許可の	ンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金	の設置の許可の ンク貯蔵所の区分に応じ、それそ		ンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金
	申請に対する審額			申請に対する審	額
	查	(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリ		查	(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリ
		ットル以上5,000キロリットル未満の浮き			ットル以上5,000キロリットル未満の浮き
		蓋付特定屋外タンク貯蔵所			蓋付特定屋外タンク貯蔵所
		1, 180, 000円			1, 450, 000円
		(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリ			(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリ
ットル以上10、000キロリットル未満の浮					ットル以上10,000キロリットル未満の浮
		き蓋付特定屋外タンク貯蔵所			き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
		1,410,000円			1,720,000円
		(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロ			(3) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロ
		リットル以上50,000キロリットル未満の			リットル以上50,000キロリットル未満の

(現 行)	(改正後)	
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
<u>1,590,000円</u>	1, 920, 000円	
(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロ	(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロ	
リットル以上100、000キロリットル未満	リットル以上100、000キロリットル未満	
の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
<u>1,950,000円</u>	2,360,000円	
(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キ	(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キ	
ロリットル以上200、000キロリットル未	ロリットル以上200、000キロリットル未	
満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
2, 270, 000円	2,740,000円	
(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キ	(6) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キ	
ロリットル以上300,000キロリットル未	ロリットル以上300,000キロリットル未	
満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
<u>4,550,000円</u>	5,640,000円	
(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キ	(7) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キ	
ロリットル以上400、000キロリットル未	ロリットル以上400,000キロリットル未	
満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	満の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
<u>5,820,000円</u>	7,240,000円	
(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キ	(8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キ	
ロリットル以上の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵	ロリットル以上の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵	
所	所	
<u>7,070,000円</u>	8,790,000円	
カ〜サ (省 略)	カ~サ (省 略)	
(省 略)	(省 略)	

(現 行)	(改正後)
(省 略)	(省 略)

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

市議案第39号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

件名	契 約 金 額	契約	的 先
児童福祉関連複合施設 大規模改修工事	660,000,000 円	株式会	社 河 崎 組

(提案理由)

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の 規定により提案するものである。

オーナ1 分 田 士		
入 札 結 果 表	件 名 (電子入札対象案件) 場	所
	児童福祉関連複合施設大規模改修工事 豊中市桜の町3丁	· 目12番10号
	担 当 部	(局)課(室)
仮契約日 令和6年2月1日	財務部 施設課	
契約業者名 (株) 河崎組	履行期間 本契約締結日 から 契約方法 一般競争入札 種別 建築工事	
契約金額 660,000,000 契約業者 (内消費税額) 60,000,000 所在地	大阪府豊中市南桜塚2-6-30 電 送 令和 5 年 11 月 30 日 4	
予定価格(税込) 666, 083, 000 低入札調査価格(税込) 予定価格(税抜) 605, 530, 000 低入札調査価格(税抜)	612,795,700 洛 札 金 額 660,000,000 八 札 朔 間 令和 6 年 1 月 10 日 4	午前 9 時 00 分 から 午後 5 時 00 分 まで
		午前 10 時 00 分
合算又は按分状況	No. 業者名及び入札経過 第1回(円) 第2回(円) 第3回(円) 924-0 落札	第4回(円) 落札比率
	1 (株) 河崎組 600,000,000	99. 09%
工 事 概 要 児童福祉関連複合施設の大規模改修工事一式を行うもの。		
九至旧區內是後日地區。7八州侯弘修工事 2021 7 6 9 6		
失格基準価格(税抜) 直接工事費 : 436,664,980円 共通仮設費 : 22,923,889円		
共通仮設費 : 22,923,889円 現場管理費 : 26,254,252円 一般管理費等 : 17,662,203円		

業者経歴表

件 名 児童福祉関連複合施設大規模改修工事

業者名	資 本 金	技 術 主な工事経歴 職員数	請負金額	発注者	備考
924-0	千円		千円		
(株)河崎組	30, 000	市営岡町北住宅1、2棟建替工事	1, 042, 969	豊中市	

市議案第40号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

件名	契 約 金 額	契	約 先
児童福祉関連複合施設 大規模改修給排水衛生 設備工事	196,680,000 円	柳生設(備株式会社

(提案理由)

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の 規定により提案するものである。

→	I	H	=												
八 和	L 結	未	衣 [件		名	(電子入	L対象第	案件)		場	所	
				児童福祉関連	車複合加	施設大規模改修給抗	非水衛生設	:備工事				豊中市	桜の町3丁	一目12番10)号
													担当部	7 (局) 課 (室	()
仮 契 約 日	令和 6 年	2 月	1 日									財務部	施設課		
契 約 業 者 名	柳生設備(株))		履行期間	ı	本契約締結日 7年2月28	から ヨ まで	契約力	7法 一般競争 落札	入札		種別	空調・給	排水	
契約金額 (内消費税額)	196, 680, 0 17, 880, 0		約 業 者 在 地	大阪府大阪市	- †北区南	南森町2-4-3	2	電	Angl	达				午後 1 時 00	
予定価格(税込)			、札調査価格(税込)	-		落札金額	196, 680			1 1	5和 6	年 1 月	17 日	午前 9 時 00 午後 5 時 00	分まで
予定価格(税抜)	182, 405, 0	00 低入	、札調査価格(税抜)	167, 81	12,000	落札金額は、入札金額に消	*税を加算したも	の。 閉	札 日	時	5和 6	年 1月	18 日	午前 11 時 0	0 分
	合算又は	按分	状 況	N	lo.	業者名及び	入札経		第1回(円)		第2回(P	H) 3	第3回(円)	第4回(円) 落札比率
				2	2 伊丹	E設備(株) 計産業電設(株)		7301-0 801-0 5102-0	落木 178, 800, 000 182, 000, 000 失格	0					98. 02%
				;	3 オー	ーディーエー(株)			160, 944, 000						
	工事	概	要												
児童福祉関連複合は	施設の大規模改	女修給排	水衛生設備工事一	一式を行う											
	備		考												
失格基準価格(税	共通仮設費	事 :	25,214,495円 4,449,024円												
	現場管理 一般管理 動	費 :	15,972,013円 5,325,445円												

業者経歴表

件 名

児童福祉関連複合施設大規模改修給排水衛生設備工事

業者名	資 本 金	技 術 主な工事経歴 職員数	請負金額	発注者	備考
7301-0	千円	人 (仮称) 北部こども相談センター建設機械	千円		
柳生設備(株)	20, 000		223, 438	大阪市	

市議案第41号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

件名	契 約 金 額	契約	先
児童福祉関連複合施設 大規模改修空調設備工事	223,289,000 円	柳生設備材	朱式会社

(提案理由)

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の 規定により提案するものである。

入木	1. 結果	表				件	名	(電子入札対象案件	:)	場所		
			児童福祉関連複合施設大規模改修空調設備工事							豊中市桜の町3丁目12番10号		
										担 当 部 (局) 課 (室)		
仮 契 約 日	令和 (6 年 2 月 1 日							財務部	部 施設課		
契約業者名	柳生設備(株)		履行期間	本契約締結日 [*] 和7年2月28日	から まで	契約	方法	一般競争入札 落札	種別	空調・給排水		
契 約 金 額	223,289,000	契 約 兼 有	大阪府大阪市北	℃国森町2−4−	32			電送	令和 5 年	三12月 7日 午後 1時 00分		
(内消費税額)	20,299,000	所 在 地				1		7 +1 +H BB	令和6年	= 1月16日 午前 9時00分から		
予定価格(税込)	266,105,400	低入札調査価格(税込)	244,816,000	落札金額	223,	,289,000		入札期間	令和6年	三 1月17日 午後 5時00分まで		
予定価格(税抜)	241,914,000	低入札調査価格(税抜)	222,560,000	落札金額は、入札金額は	ニ消費税を加	算したもの。		開札日時	令和 6 年	三 1月18日 午前 10時30分		

合算又は按分状況	No.	業者名及び入札経過	第1回 (円)	第2回 (円)	第3回 (円)	第4回 (円)	落札比率
	1	7301-0	落札		717 1 1 11 11 12	211 1 1 1117	
	1	柳生設備(株)	202,990,000				83.91%
	2	801-0					
		伊丹産業電設(株)	201,900,000				
	3	5102-0 オーディーエー(株)	失格 203,920,000				
	1	10344-0 ビルコン・アオイ特定建設工事共同企業体					
工 事 概 要	5	2118-0	失格				
児童福祉関連複合施設の大規模改修空調設備工事一式を行うもの。	ว	豊工業(株)	222,435,000				
備考							
失格基準価格(税抜) 直接工事費 167,800,790円							
共通仮設費 5,835,928円 現場管理費 19,344,570円 一般管理費等 7,197,915円							
NX 日 生 負 守				_			

業者経歴表

件 名

児童福祉関連複合施設大規模改修空調設備工事

業者名	資 本 金	技 術 主な工事経歴 職員数	請負金額	発注者	備考
7301-0	千円	人 (仮称) 北部こども相談センター建設機械	千円		
柳生設備(株)	20, 000		223, 438	大阪市	

市議案第42号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

件名	契 約 金 額	契約	先
児童福祉関連複合施設 大規模改修電気設備工事	317,900,000 円	西田電気株	式会社

(提案理由)

上記の工事について請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例第2条の 規定により提案するものである。

見積結果	表				件 名	(電子入札対	象案件)	場	所	
			夏合施設大規模改作	修電気設備コ	Ľ 事		豊田	中市桜の町3丁目	12番10号	
										-
							B+3	担 当 部 務部 施設課	(局)課(室	<u>.)</u>
仮契約日 令和6	3 年 2 月 1 日		₹27.45.4± □	.12		T	K1 4	5部 旭政昧		
契約業者名 西田電気(株)		行期間 令	本契約締結日 7和7年2月28日	からまで	契約方法	随意契約8号該当 採用	種	削 電気工事		
契 約 金 額 317,900,000	癸 約 兼 者	中市蛍池北町	T1-4-28			電送	会和 5	年 12月 7日	午後 1 時 00 4	\\
(内消費税額) 28,900,000	所 在 地						0 11/11	T 12 /1 1 H		J
予定価格(税込) 318,146,400	低入札調査価格(税込)	設定なし	落札金額	317,900	,000	見 積 合 せ		年 1月 30日	午後 3 時 00 夕	े
予定価格(税抜) 289,224,000	低入札調査価格(税抜)	設定なし	落札金額は、入札金額は	二消費税を加算した	こもの。	<i>九</i> /頁 口 C	契約検	查課 		
合算又は	按 分 状 況	No.	業者名	及び入札	経過	第1回 (円)	第2回 (円)	第3回 (円)	第4回 (円)	落札比率
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1			1729-	0 採用		214 - 1 1 1 1 1 1	214	
		-	西田電気(株)			289,000,000				99.92%
工事;	概要									
児童福祉関連複合施設の大規模改修		の。								
備	考									
失格基準価格:設定なし										
本案件は、令和5年12月7日に一般	競争入札案件として公告し、	令和								
6年1月18日に開札したところ入札者: 令第167条の2第1項第8号の規定に	がなかったため、地方自治法 より随意契約を締結するもの。	·施行 。								

業者経歴表

件 名 児童福祉関連複合施設大規模改修電気設備工事

	業	者	名	資	本	本	技 術職員数	主な工事経歴	請負金額	発注者	備考
1729-0					千	-円	人	豊中市立武道館ひびき及び豊中市立青年の	千円		
西田電気(株)					20, 0	000		家いぶき大規模改修電気設備工事	124, 925	豊中市	

随意契約理由書

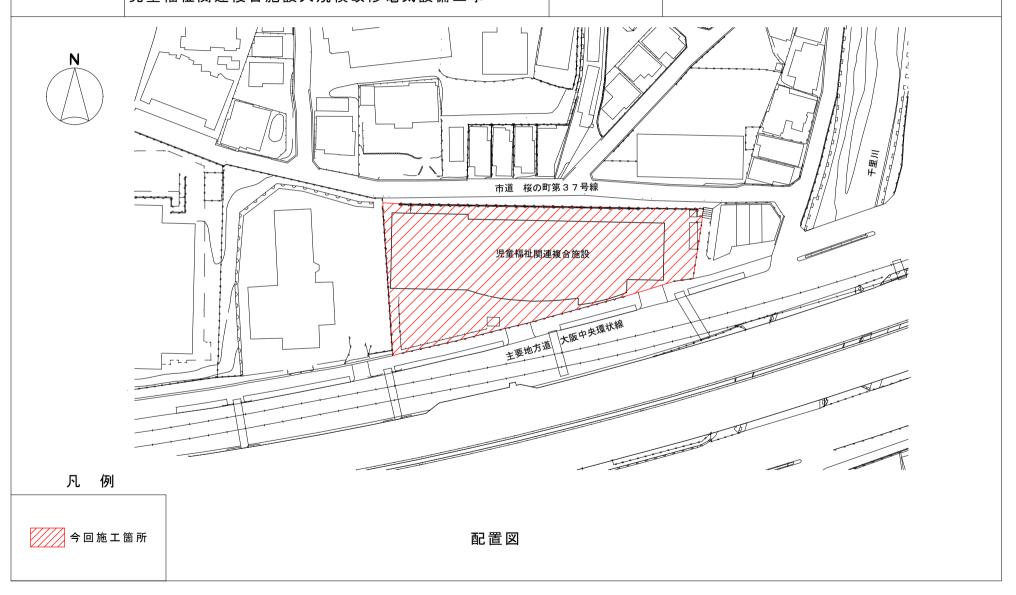
件名	児童福祉関連複合施設大規模改修電気設備工事
契約の相手方	西田電気株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
随意契約理由	本工事は、児童福祉関連複合施設の大規模改修を行うもので、当該施設は令和7年4月の開所が必須であり、令和6年度中に工事を完了させる必要があります。 令和6年1月18日の入札では入札参加者の施工形態を特定建設工事共同企業体又は単体企業とし、幅広く一般競争入札の公募を行いましたが、入札者がなかったことから、再度入札を実施しても入札参加者は見込めません。よって、必要な工事期間を確保するため、これまでの施工実績や応札実績、現時点での手持ち工事案件数を総合的に勘案して、西田電気株式会社を選定し、協議を行った結果、同意が得られたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結するものです。
備考	

件 名

児童福祉関連複合施設大規模改修工事 児童福祉関連複合施設大規模改修給排水衛生設備工事 児童福祉関連複合施設大規模改修空調設備工事 児童福祉関連複合施設大規模改修電気設備工事

場所

豊中市桜の町3丁目12番10号



市議案第43号

特定事業契約の締結について

次のとおり特定事業契約を締結するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

件	名	契	約	金	額	契		約		先	
豊中市営西谷 業	住宅建替事	5,23	6,00	0,00	00 円	東『	/ 建	設	グル		プ

(提案理由)

上記の特定事業契約について契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提案するものである。

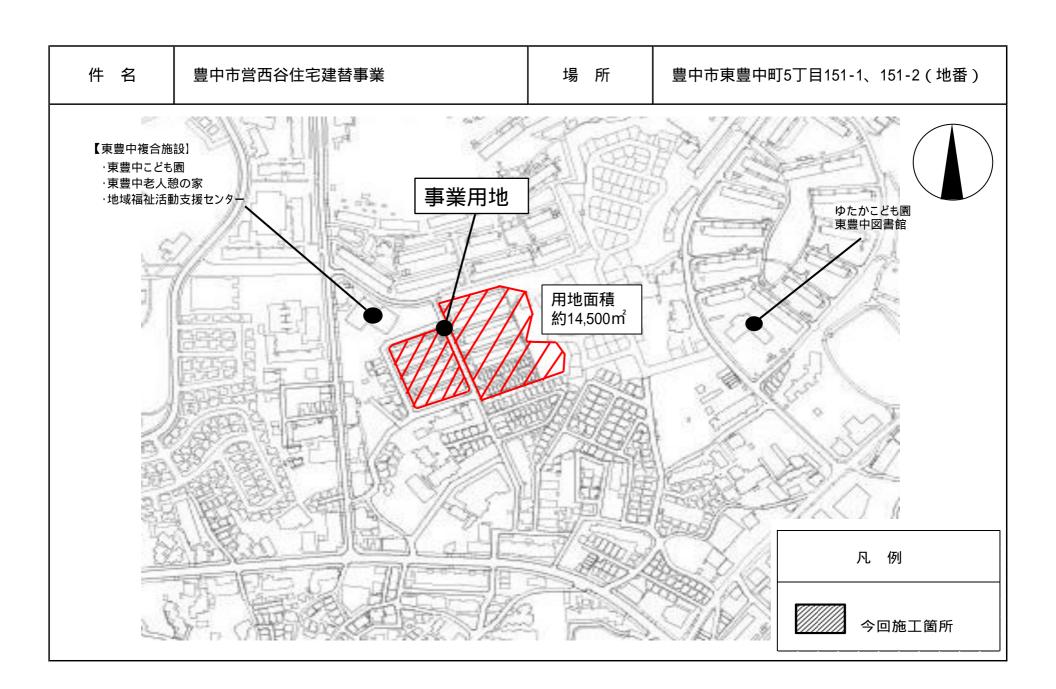
					件	<u></u>			場	所	
見積結果表		豊中市営西谷住宅建替事業						豊口	豊中市東豊中町5丁目151-1、151-2(地番)		
仮契約日令和6年	F 2月 15日		担当部(局)課(室)都市計画推進部住宅課)
契約業者名 東レ建設グループ	履行期間	本契 令和	約締結日 から 13年3月31日まで	契約方法		随意契約2号該当 採用					
契 約 金 額 5,236,000,000 (内消費税額) 476,000,000	所 在 地	代表企業 大阪府大阪	東レ建て市北日	建設(株) 区中之島三丁目3章	番3号		電送	令和 6	年 1月 10日 午前	i 11時 00分	
予定価格(税込) 5,236,000,000		設)	定なし	落札金	額 5,236,000,000			A == 0	左 0月 0日 左後	18± 00 ()	
予定価格(税抜) 4,760,000,000	設	記定なし 落札金額は、入札金額に消費税を加算したもの。 見積合 せ						令和 6 年 2月 9日 午後 1時 00分			
合算又は	按分状况		No.	業者名	及び入札経過		第1回(円)	第2回(円)	第3回(円)	第4回 (円)	落札比率
			1	東レ建設グルーフ	۶		採用 4,760,000,000				100.0%
概 市党西谷住字用地における既存住字等	概要				設(株) 建ハウジングシスラ イーエー(株) 気(株) 建設(株) B.C総合事務所 ニックホームズ(株)						
	書西谷住宅用地における既存住宅等の解体撤去、建替住宅等の基別地における民間施設等の整備を一体的に行うもの。										
備	備考										

業者経歴表

件 名

豊中市営西谷住宅建替事業

業 者 名	資 本 金	技 術職員数	主な設計、工事経歴	請負金額	発注者	備考
東レ建設グループ						
代表企業 東レ建設(株)	千円 1,503,000	人	大阪府営吹田佐竹台住宅(5丁目)及び大阪 府営吹田高野台住宅(4丁目)民活プロジェ クト	千円 * 4,889,020	大阪府	
構成企業 (株)日建ハウジングシステム	千円 20,000	人 83	(仮称)大阪市中央区内本町2丁目計画(設計・工事監理)	千円 144, 212	エヌ・ティ・ティ都 市開発(株)	
構成企業 オーディーエー(株)	千円 35,000	人 7	豊中市立障害福祉センター及び(仮称)児 童発達支援センター整備給排水衛生設備工 事	千円 156, 373	豊中市	
構成企業 西田電気(株)	千円 20,000		豊中市立武道館ひびき及び豊中市立青年の 家いぶき大規模改修電気設備工事	千円 124, 925	豊中市	
構成企業 橋本建設(株)	千円 45,000		令和3年度水道配水管敷設工事(No.603服部 緑地)	千円 248, 468	豊中市上下水道局	
構成企業 (株)L.B.C総合事務所	千円 6,000	人 0	(仮称) 岸部中住宅統合建替事業	千円 * 1, 976, 700	吹田市	
構成企業 パナソニックホームズ(株)	千円 28, 375, 000	人 1, 003	市営東多聞台住宅建替事業	千円 * 7, 163, 000	神戸市	
				*グループの 受注金額を示す		



市議案第44号

指定金融機関の指定について

令和6年(2024年)8月1日から令和7年(2025年)7月31 日まで株式会社三井住友銀行を豊中市指定金融機関に指定する。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

地方自治法施行令第168条第2項の規定により指定金融機関を指定するため、提案するものである。

市議案第45号

市道路線の認定及び変更について

別紙調書のとおり、市道路線の認定及び変更をするものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

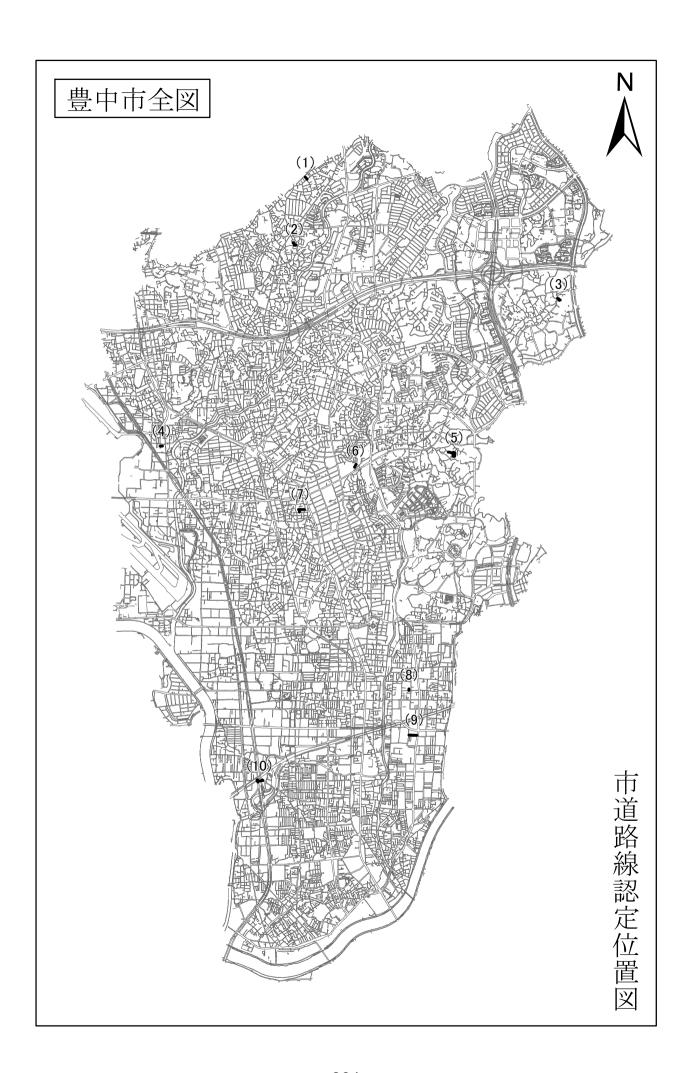
市道路線の認定及び変更をしたいので、道路法第8条第2項及び第10 条第3項の規定により提案するものである。

市道路線認定調書

図面対 照番号	理由 番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
1	1	永楽荘第81号線	永楽荘3丁目85番13地先から 永楽荘3丁目85番1地先まで	
2	2	春日町第73号線	春日町2丁目60番7地先から春日町2丁目60番12地先まで	
3	3	上新田第50号線	上新田4丁目1900番6地先から 上新田4丁目1900番10地先まで	
4	4	箕輪第32号線	箕輪2丁目91番14地先から 箕輪2丁目91番17地先まで	
5	5	東泉丘第31号線	東泉丘1丁目786番3地先から 東泉丘1丁目786番11地先まで	
6	6	栗ケ丘町第18号線	栗ケ丘町66番11地先から 栗ケ丘町66番16地先まで	
7	7	中桜塚第90号線	中桜塚2丁目95番3地先から 中桜塚2丁目100番12地先まで	
8	8	浜第48号線	浜1丁目412番14地先から 浜1丁目412番12地先まで	
9	9	浜第49号線	浜3丁目753番1地先から 浜3丁目753番14地先まで	
10	10	名神口歩第1号線	名神口3丁目111番8地先から 名神口2丁目143番1地先まで	

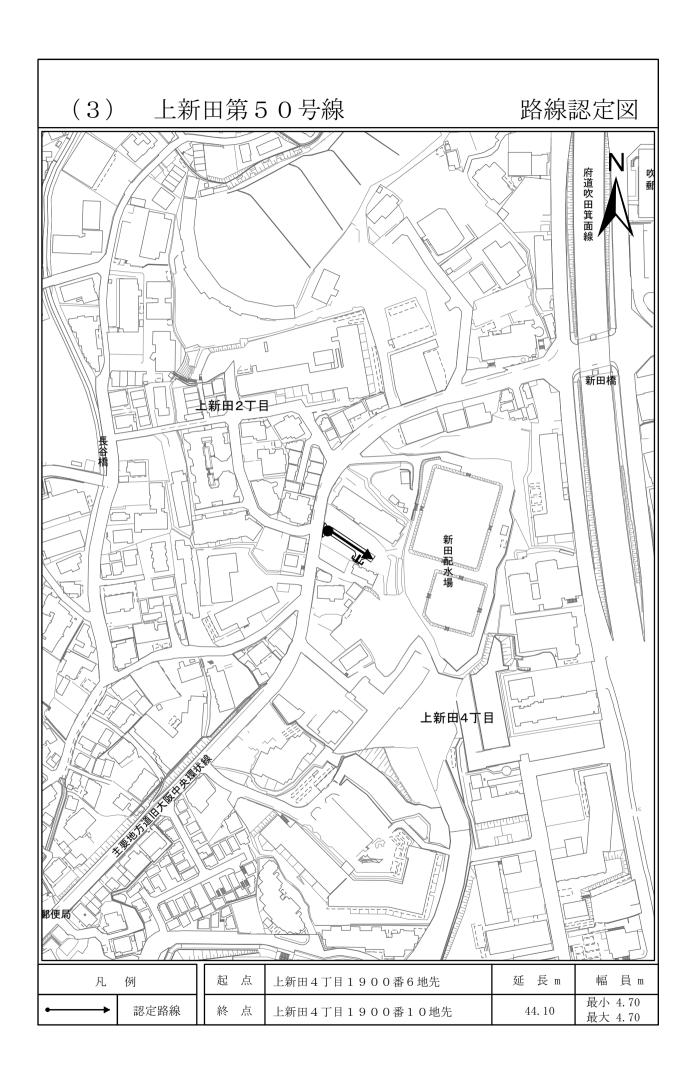
市道路線認定理由説明書

- 1. 認定理由番号第1号から第3号、第5号から第7号、第9号の路線は、 都市計画法の開発行為に基づき当市に帰属されたものです。 (図面対照番号 1号・2号・3号・5号・6号・7号・9号)
- 2. 認定理由番号第4号・第8号の路線は、私有道路敷の寄附を受けたものです。 (図面対照番号 4号・8号)
- 3. 認定理由番号第10号の路線は、大阪府より管理引継ぎを受けたものです。 (図面対照番号 10号)

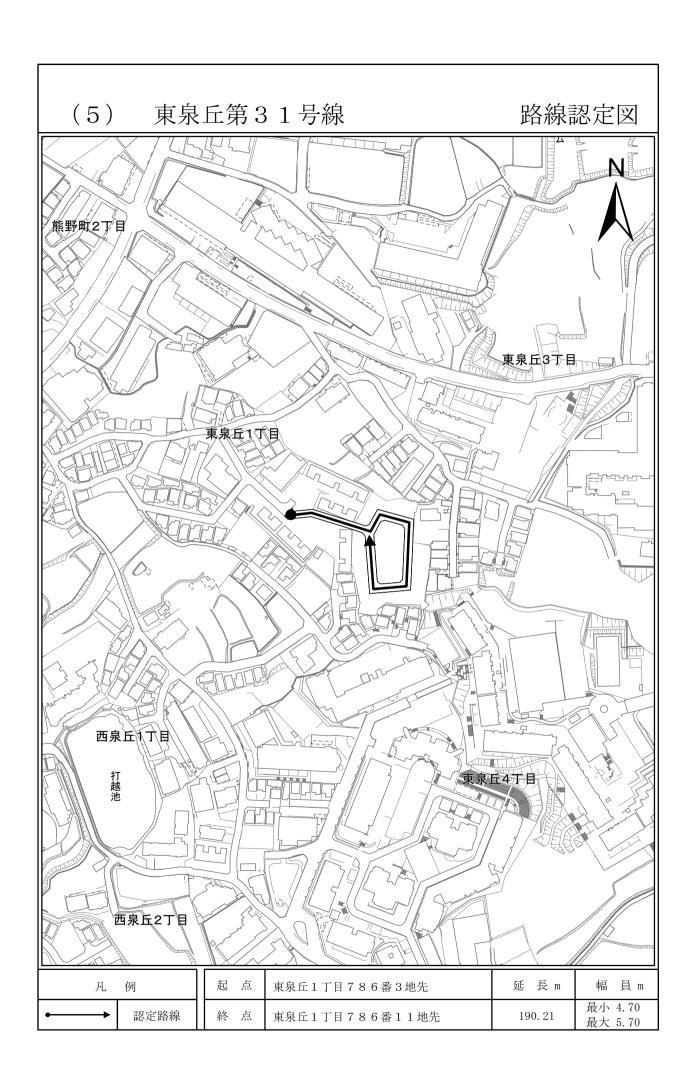


(1) 永楽荘第81号線 路線認定図 永楽在4丁目 永楽荘3丁目 春日町5丁目 春白町4丁目 凡 例 点 永楽荘3丁目85番13地先 延長m 幅員m 最小 4.70 認定路線 終 点 永楽荘3丁目85番1地先 32.89 最大 7.81

(2)春日町第73号線 路線認定図 永楽荘2丁目 谷池公園 春日町4丁目 永楽荘1丁目 野畑庭球場 善敗者修道院 春日町3丁目 宮山町4丁目 野畑公園 春日时2寸目 報恩書 向丘2丁目 春日町1丁貞 向丘1/11目 例 起 点 春日町2丁目60番7地先 延長m 幅員m 凡 最小 4.70 認定路線 終 点 春日町2丁目60番12地先 58.07 最大 4.70



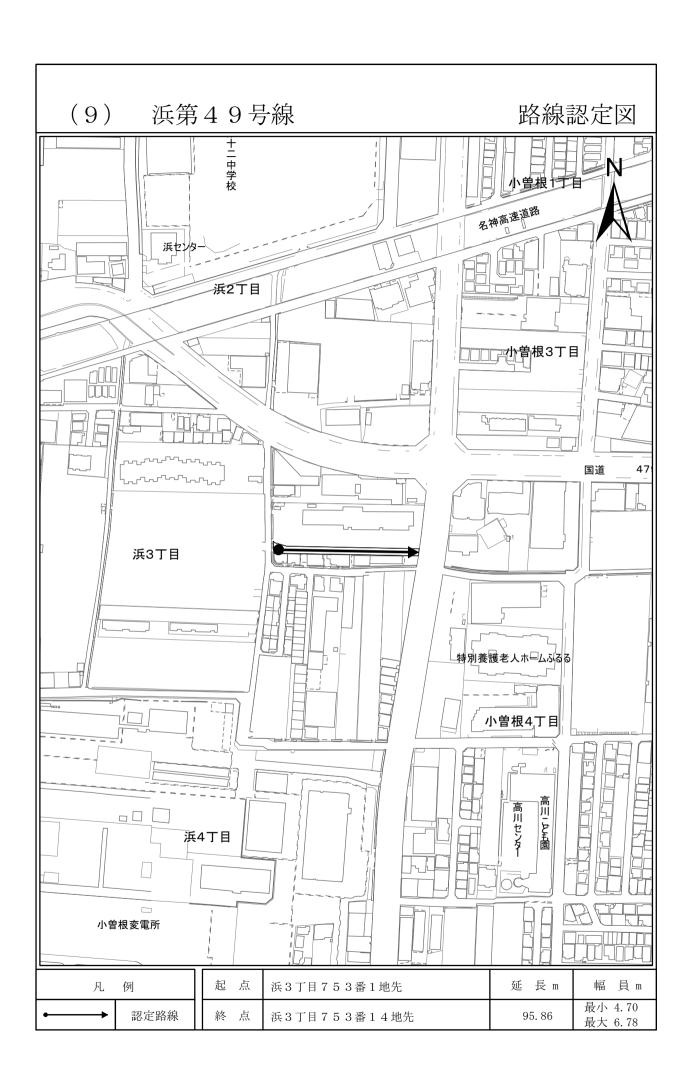
(4)箕輪第32号線 路線認定図 蛍池中町1丁目 螢池小学校 第2000年11日 蛍池南町2 蛍池南町30月 箕輪1丁貝 箕輪2丁目 箕輪橋 箕輪郵便局 箕輪3丁島 仏光幼稚園 如来寺 例 起 点 箕輪2丁目91番14地先 延長m 幅員m 凡 最小 4.70 認定路線 終 点 箕輪2丁目91番17地先 25. 14 最大 4.70

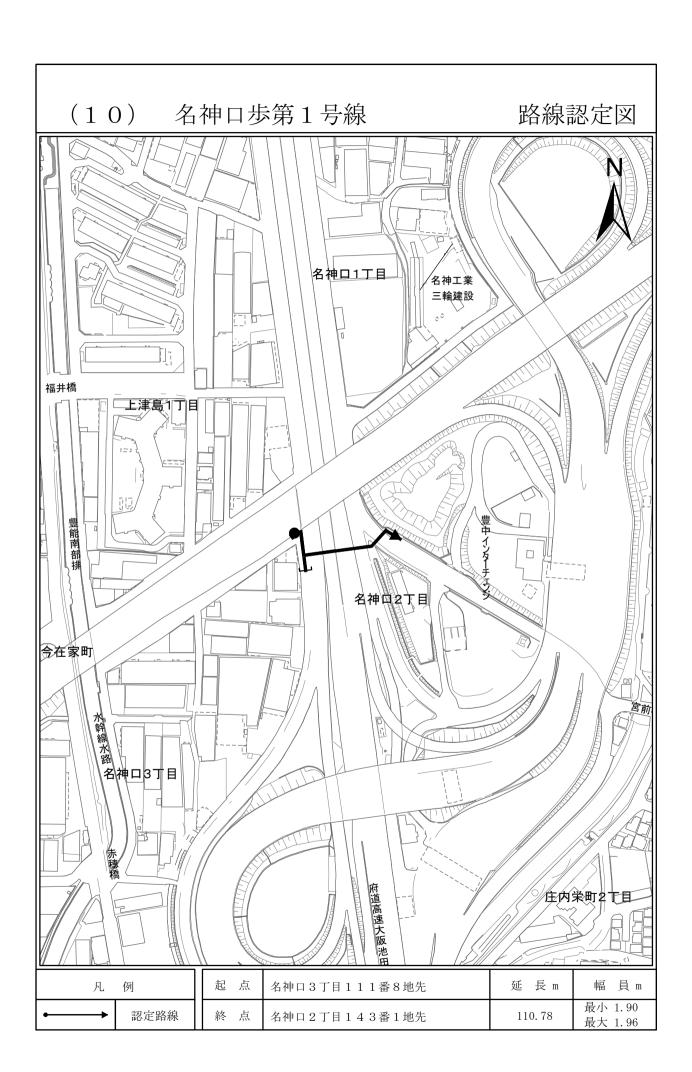


(6)栗ケ丘町第18号線 路線認定図 熊野田幼稚 くまのだ保育 熊野田 公民分館 熊野田小学校 赤阪1丁目 栗ケ丘町 八坂橋 第三中学校 夕日丘 \丁目 タ日丘公園 中楼塚5寸目 凡 例 起 点 栗ケ丘町66番11地先 延長m 幅員m 最小 6.70 認定路線 終 点 栗ケ丘町66番16地先 42.63 最大 6.70

(7)中桜塚第90号線 路線認定図 北桜塚2寸目 北桜塚3丁目 大門公園 北桜塚1丁目 野球場 西日本豊中ビル さくらづか保育園 中桜塚3丁目 豊中市役所 中桜塚2丁目 岡町 . 瑞輪サ 딤 桜塚公園 社 福祉会館 中桜塚1丁目 母子福祉センター H 例 起 点 中桜塚2丁目95番3地先 延長m 幅員m 凡 最小 4.35 認定路線 終 点 中桜塚2丁目100番12地先 102.52 最大 4.96

(8) 浜第48号線 路線認定図 北条町3丁目 北条町1丁目府道豊中吹田線 小曽根小学校 浜1丁目 関西電力 小曽根1丁目 南郷春日大社 口 例 起 点 浜1丁目412番14地先 延長m 幅員m 凡 最小 4.70 認定路線 終 点 浜1丁目412番12地先 19.17 最大 4.70



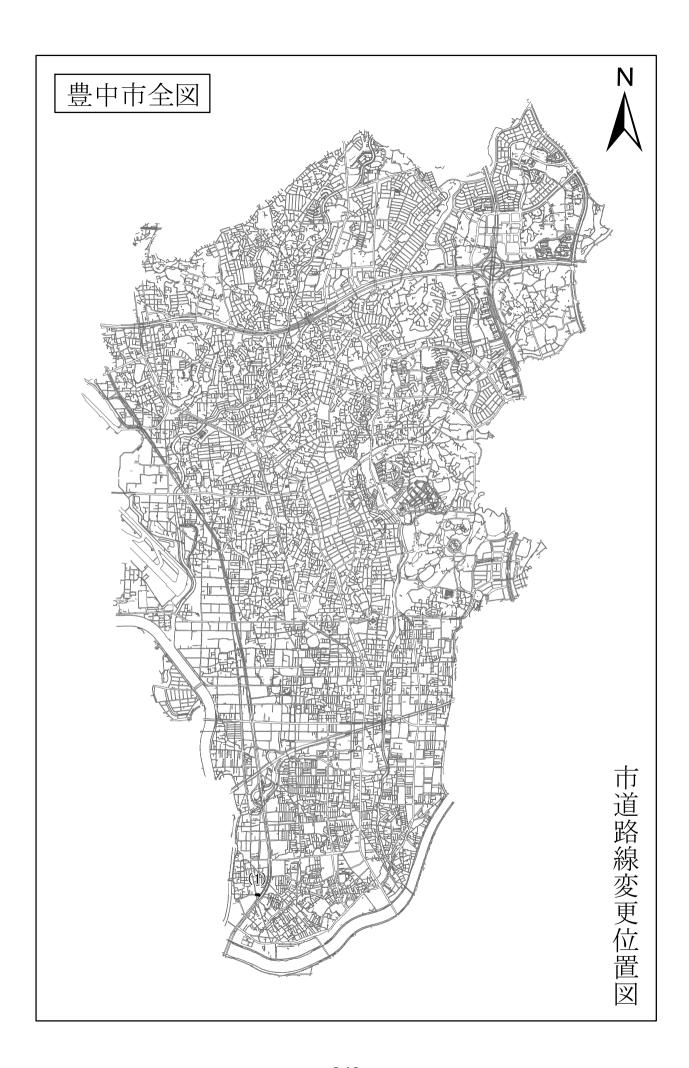


市道路線変更調書

図面対 照番号	理由 番号	路線名	前後	起 点 終 点	重要な経過地
1	1	La Lamadote o an El deb		庄本町2丁目178番1地先から 庄本町2丁目178番1地先まで	
	1	庄本町第27号線		庄本町2丁目178番3地先から 庄本町2丁目178番3地先まで	

市道路線変更理由説明書

1. 変更理由番号第1号の路線は、大阪府より譲与を受けた道路と従来路線を統合するものです。 (図面対照番号 1号)



(1)庄本町第27号線 路線変更図 島江町1丁目 压内宝町2丁目 庄本町1丁目 本牛立線 庄本郵便局 島江町2世自 生本町2丁目 圧本老人デイサービスセンター 庄本町3丁目 圧本センター 変更後路線 変更前路線 庄内西でも園 _葉町√丁目 庄内西小学校 庄本町4丁目 二葉北公園 変更前路線 起 点 庄本町2丁目178番1地先 延長m 幅員m 最小 1.82 終 点 庄本町2丁目178番1地先 30.40 最大 1.82 凡 例 変更後路線 変更前路線 起 点 庄本町2丁目178番3地先 延長m 幅員m 最小 1.82 変更後路線 終 点 庄本町2丁目178番3地先 38.48 最大 3.28

市議案第46号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

記

1 契約の目的

地方自治法の定めるところにより、特定の事件について監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告を受けること

2 契約期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3 月31日まで

3 契約金額

11,880,000円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出の後に一括払い

5 契約先

住所 大阪市淀川区西宮原

資格 公認会計士

名前 小室 将雄

(提案理由)

上記の者と包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法第252 条の36第1項の規定により提案するものである。

包括外部監査人の経歴

住 所 大阪市淀川区西宮原

 こ むろ まさ お

 名 前 小 室 将 雄

49歳

最終学歷 流通科学大学 情報学部 経営情報学科

資格取得年月日 平成16年(2004年)4月21日 公認会計士名簿に登録

主たる経歴

就任年月	所 属
平成 10 年 10 月 (1998 年)	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社
平成 26 年 7 月 (2014 年)	有限責任監査法人トーマツ パートナーに就任

包括外部監査に関わる主たる経歴

実施年度	団体名	役割	監査・研修テーマ					
平成 26 年度 (2014 年度)		補助者	生活保護事業に関する事務の執行について					
平成 27 年度 (2015 年度)	八尾市		市単費事業に関する事務の執行について					
平成 28 年度 (2016 年度)			外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納る 他の事務の執行について					
平成 29 年度 (2017 年度)		監査人	窓口業務に関する財務事務について					
平成 30 年度 (2018 年度)	和歌山市		公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について					
令和元年度 (2019 年度)			水道事業 (工業用水道事業を含む) に関する財務事情の執行及び 営に係る事業の管理について					
令和 2 年度 (2020 年度)		監査人	下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事務の管理 ついて					
令和 3 年度 (2021 年度)	吹田市		補助金等に係る財務に関する事務の執行について					
令和 4 年度 (2022 年度)			指定管理者制度の運用に関する事務の執行について					
令和 5 年度 (2023 年度)	豊中市	監査人	行財政改革の推進と地方公会計の活用について					

市議案第47号

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議 会規約の一部変更に関する協議について

地方自治法第252条の6の規定により、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を次のとおり変更することについて、吹田市、池田市、箕面市及び摂津市と協議するものとする。

令和6年(2024年)2月26日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

(提案理由)

協議会の事務所の移転に伴い、規約の一部変更について関係市と協議を行うため、本案を提出するものである。

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を変更する規約(案)

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約(令和3年 2月1日締結)の一部を次のように変更する。

第5条中「吹田市江坂町1丁目21番6号吹田市消防本部内」を「吹田市佐竹台1丁目6番3号吹田市総合防災センター内」に改める。

附 則

この規約は、締結の日から施行する。

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約現行・変更案対照表

は変更箇所

	到	 見	行				変	更	案		
	議会の事務所)					養会の事務所)					
第5条	協議会の事務所は、	吹田市江坂町1丁	目21番6号吹	田市消防本部内とす			所は、 <u>吹田市</u>	5佐竹台1丁目	16番3号吹日	田市総合防災セン	<u>ター内</u>
る。					とする	,) ₀					
					1						